

人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島

～いちばんが実感のできる町づくり～

令和8年度
行政連絡員集会



令和8年4月
周防大島町

行政連絡員集会資料目次

■	行政連絡員さんよろしくお願ひします。	1
■	周防大島町の自治会と行政連絡機構	3
■	町役場の機構図	4
■	町役場のしくみと仕事、電話番号など	6
■	各部からのお知らせ	
●	総務部	
◆	政策企画課	14
◆	総務課	16
◆	財務課	20
◆	税務課	22
◆	空家定住対策課	24
●	会計	
◆	会計課	26
●	健康福祉部	
◆	健康増進課	28
◆	介護保険課	30
◆	福祉課	32
●	産業建設環境部	
◆	商工観光課	34
◆	農林水産課	36
◆	施設整備課	39
◆	生活衛生課	41
◆	地域交通課	45
●	下水道部	
◆	下水道課	46
●	教育委員会	
◆	総務課	49
◆	学校教育課	50
◆	社会教育課	51
●	総合支所	
◆	久賀総合支所	54
◆	大島総合支所	54
◆	東和総合支所	54
◆	橘総合支所	54
●	病院事業局	56

行政連絡員さん、よろしくお願ひします。

町と住民との連絡調整を行う行政連絡機構は、合併前の旧4町ではその呼称並びに規模や形態が異なっておりました。そこで、合併前の規模や形態は新町においても引き継ぐものとし、町と住民との連絡調整を行っていただく方の名称を「周防大島町行政連絡員」に統一し、各行政区（自治会等）において選任された方（自治会長さん等）に委嘱しております。

なお、このことにより自治会の組織である自治会長・区長という名称が無くなるということではありません。自治会は、住民の皆様の自治組織でありますので、当該自治会において選任された自治会長さんや区長さんの自治会における役職や役割を変更しようというものではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、年度途中で行政連絡員を交代される場合は、報償のお支払いの変更等がございますので総務課または総合支所へご連絡ください。

行政連絡員の業務など

周防大島町行政連絡員設置規程に基づき、地域住民の自治組織との連携を密にし、町行政の民主的・効率的な運営を図るため、各自治会等において選任された方に町長が委嘱します。

業務については、以下の設置規程をご参照ください。

○ 周防大島町行政連絡員設置規程

平成16年10月1日
告示第5号

（目的）

第1条 この告示は、地域住民の自治組織（以下「自治会等」という。）との連携を密にし、町行政の民主的、かつ、効率的な運営を図るため、行政連絡員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政連絡員の設置）

第2条 町と地域住民との間の連絡事務を処理するために、別表の各行政区に行政連絡員を置く。

（行政連絡員の業務）

第3条 行政連絡員は、当該連絡員の行政区内において、町の各機関から依頼された次に掲げる業務を行う。

- （1）自治会等と町行政の連絡調整に関すること。
- （2）広報その他文書の配布に関すること。
- （3）各種調査に関すること。
- （4）その他連絡事項に関すること。

（行政連絡員の委嘱）

第4条 町長は、各自治会等において選任された者を行政連絡員として委嘱する。

（行政連絡員の任期）

第5条 行政連絡員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のため委嘱

された者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 行政連絡員は、任期満了後においても後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(補助員)

第6条 行政連絡員は必要がある場合、補助員を置きその業務を分担させることができる。

(報償費)

第7条 行政連絡員の報償の額は、年額とし世帯割1世帯につき1,500円とする。この場合、世帯割額の算出の基礎となる行政区の世帯数は、当該年度の4月1日現在の文書配布の数とする。

- 2 行政連絡員の報償の支払方法は、周防大島町報酬及び費用弁償条例（平成16年周防大島町条例第37号。以下「費用弁償条例」という。）第3条第1項及び第3項並びに第4条第1項の規定に準じて支払うものとする。

(交通費)

第8条 行政連絡員の交通費の額並びに支給方法は、費用弁償条例第5条第3項及び第4項の規定に準じて支払うものとする。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

【報償】

年額 世帯割1世帯につき 1,500円

※ 4月1日現在の文書の世帯配布枚数を基に、前期（4月～9月分）、後期（10月～3月分）に分けてお支払いいたします。
（年度途中で文書配布枚数に変更が生じてても報償金額は変更いたしません。）

【文書の配布日】

文書は原則として毎月15日（当日が休日や祝日の場合は、その翌日になります。）に行政連絡員さん宅へ送致いたします。

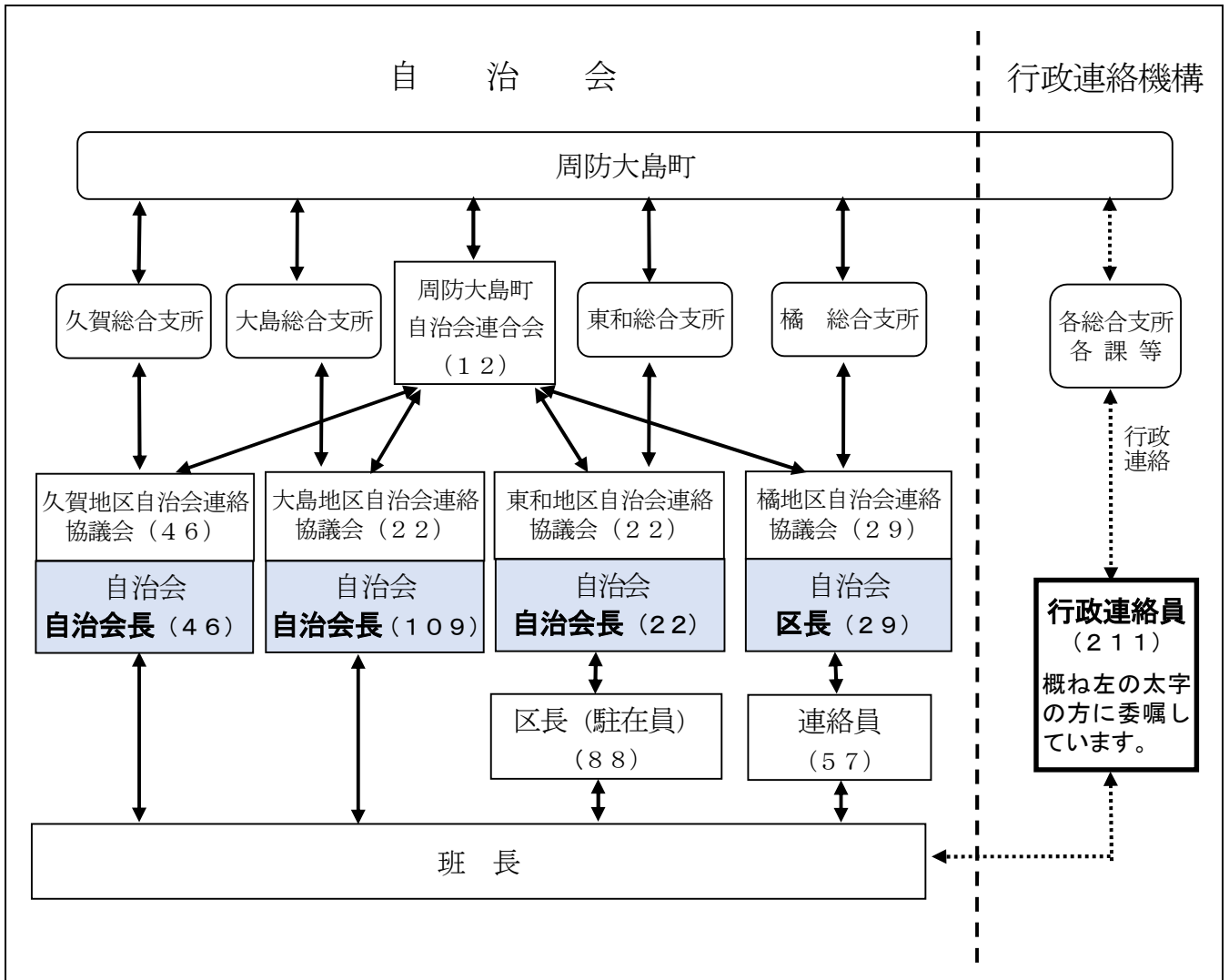
また、「緊急のお知らせ」や選挙公報の配布が必要な場合は、臨時に文書配布をお願いすることもありますので、よろしくお願ひします。

文書配布枚数や回覧枚数に変更がありましたら、その都度お知らせください。

【行政連絡員の氏名の広報への掲載】

以前の行政連絡員集会でご要望がありましたので、行政連絡員の氏名は広報には掲載いたしませんでしたが、国・県・警察や社会福祉協議会等の公共団体や公共的団体からの問い合わせには、防犯・住民福祉の向上のために応じる場合がありますのでご了承ください。

周防大島町の自治会と行政連絡機構



町自治会連合会：自治会の自主活動の促進と行政との連携及び町づくりに対する要望や意見を提言し、地域社会の発展と福祉の向上に寄与するため地区自治会連絡協議会から選出された委員さんで構成しています。

地区自治会連絡協議会：より良い地域づくりを促進するため旧町単位の4地区で組織しています。

自治会：住民の自治組織である自治会は、旧町の規模や形態のまま周防大島町に引継いでいます。

行政連絡員：旧4町では、その形態や呼称が異なっておりました行政連絡機構について、名称を「行政連絡員」に統一し、従来どおり自治会長さん・区長さん・駐在員さん等に委嘱しております。

■役場の仕組みと仕事、電話番号など

【部・課と総合支所・出張所】

●町長部局等

町全体に係る政策の立案、事業や施策の実施・事務の管理に関する業務を掌握します。

部	課	庁舎
議会 会計 総務部	議会事務局議事課	大島庁舎
	会計課	
	政策企画課、総務課、財務課、税務課、 空家定住対策課	
健康福祉部	健康増進課、介護保険課	日良居庁舎
	福祉課	たちばなケアプラザ
産業建設環境部	商工観光課、農林水産課、施設整備課、 生活衛生課、地域交通課	久賀庁舎
下水道部	下水道課	久賀東庁舎
教育委員会	教育委員会総務課、学校教育課	東和庁舎
	社会教育課	東和総合センター

●総合支所・出張所

4地区に置かれる総合支所は、住民にとって各課への日常的な用務に対応可能な総合窓口部門と住民から要望の多い町道や農道、排水路等の維持管理や地域コミュニティ等も含めた日常的な用務に関する業務を掌握します。

各地域での要望や相談ごとについては、各総合支所・出張所にご相談ください。

名称	所在庁舎	所管出張所
大島総合支所(地域窓口班)	大島庁舎	[沖浦出張所・蒲野出張所]
久賀総合支所(地域窓口班)	久賀庁舎	[椋野出張所]
東和総合支所(地域窓口班)	東和庁舎	[白木出張所・油田出張所]
橋総合支所(地域窓口班)	橋庁舎	[日良居出張所]

【機 構】

●町長部局

部	課	班	主な業務	所在地
総 務 部	政策企画課 Tel: 74-1007 Fax: 74-1015	地域振興班	町政の企画及び総合調整、要望陳情自治会・自治会連絡協議会、国際交流、男女共同参画など	〒742-2192 大字小松126-2 大島庁舎内
		広報情報統計班	広報及び広聴、防災行政無線、地域情報化、情報公開、個人情報保護、電子計算業務の管理及び運営、統計に関することなど	
		DX推進班	デジタル・ガバメントの推進、業務改善に係る企画・調整及び推進、ICTマネジメント、その他デジタル化の推進のために必要な事項に関すること	
	総務課 Tel: 74-1000 Fax: 74-1016	人事行政班	職員の人事、給与及び福利厚生、組織・職員定数、行政改革、権限委譲、地縁団体認可、行政連絡員、議会・行政一般に関することなど	

総務部		消防防災班	消防、防災、防犯、交通安全、交通災害共済に関する事など	〒742-2192 大字小松126-2 大島庁舎内
		戸籍住基班 TEL:74-1010	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、戸籍・住民票の写し等証明書交付、マイナンバーカードに関する事など	
	財務課 Fax:74-1016	財政班 TEL:74-1006	財政計画、予算の編成及び執行、決算・決算統計、基金運用、財政公表、行政評価、町有財産統括管理に関する事など	
		契約監理班 TEL:74-1009	工事の入札管理及び契約、物品、業務委託の入札管理及び契約、工事等の検査など	
	税務課 TEL:74-1008 Fax:74-1015	課税第1班	町民税及び県民税、軽自動車税(種別割)、町たばこ税、入湯税、国民健康保険税など	
		課税第2班	固定資産税、土地台帳、家屋台帳、課税台帳、地籍図など	
徴収対策班		町税等の納付方法及び滞納処分、徴収猶予、税等の証明、その他納税に関する事など		
空家定住対策課 TEL:74-1033 Fax:74-1015	空家定住対策班	定住対策、空き家・空き地対策、空き家・空き地バンク、町民活動の支援、地域おこし協力隊、集落支援員に関する事など		
健康福祉部	健康増進課 Fax:73-0090	健康づくり班 TEL:73-5504	各種検診事業、予防接種(感染症予防対策)、献血事業、健康相談、健康教室、訪問指導等健康づくりに関する事など	〒742-2803 大字土居1325-1 日良居庁舎内
		医療保険班 TEL:73-5502	国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民健康保険運営協議会、国民年金、特定健康診査など	
	福祉課 Fax:77-5111	民生福祉班 TEL:77-5505	社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、その他福祉に関する事など	〒742-2806 大字西安下庄 3920-21 たちばなケアプラザ内
		生活支援班 TEL:77-5509	生活保護、行旅病人及び行旅死亡人、生活困窮者支援に関する事など	
		こども家庭班 TEL:77-5508	児童福祉、母子及び父子及び寡婦に関する業務、その他児童福祉に関する事など	
		こども家庭センター	妊娠・出産・子育て等に関する相談支援の窓口や、母子保健事業、家庭児童相談室等に関する事など	
介護保険課 Fax:73-5006	介護保険班 TEL:73-5503	介護保険全般、介護認定審査会、介護保険料など	〒742-2803 大字土居1325-1 日良居庁舎内	
	地域包括支援センター TEL:73-5506	高齢者総合相談・支援、権利擁護、地域ケア支援、介護予防支援、介護予防に関する事など		

産業 建設 環境 部	商工観光課 TEL:79-1003 Fax:79-1021	商工観光班	商工業振興、観光振興、計量器検査、労働政策に関する事など 消費者相談 (柳井地区広域消費生活センター) TEL 0820-22-2125 (直通)	〒742-2301 大字久賀5134 久賀庁舎内
		体験交流推進班	体験型教育旅行誘致の推進など、体験交流に関する事	
		公共施設管理班	公共施設(観光に関する公共施設で他の主管課に属するものを除く)管理運営など	
	農林水産課 TEL:79-1002 Fax:79-1021	農林水産振興班	農林畜産業の振興、農林関係の制度融資、病虫害防除、農業委員会、国立公園、地産地消、水産業の振興、漁場環境の保全、新規就業支援、水産業構造改善の推進、水産関係の融資支援、漁具倉庫に関する事など	
		有害鳥獣対策班	猟区、鳥獣の捕獲及び飼養、有害鳥獣の駆除・被害防止など	
		担い手支援センター TEL:79-1007	担い手育成事業、農地流動化、就農支援研修事業、就農ボランティア派遣事業、営農指導事業など	
	施設整備課 TEL:79-1005 Fax:79-1021	土木建設班	道路及び橋梁の新設・改良及び維持管理、河川の改修及び維持管理、災害復旧、交通安全施設、道路・河川・農道等の占用、屋外広告物の許可等、都市計画、圃場整備・かんがい排水・農道整備・農地防災事業、農業用ため池、排水機場、林道治山など	
		漁港整備班	漁港整備及び維持管理、漁港海岸整備及び維持管理、漁港及び漁港海岸等の災害復旧、漁港区域内の占用など	
	生活衛生課 Fax:79-1022	生活衛生班 TEL:79-1012	防疫、狂犬病の予防、墓地、斎場、廃棄物の処理及び清掃、資源再利用の推進、ごみ焼却施設・し尿処理施設・リサイクル施設・最終処分場の管理運営、ごみ処理手数料の徴収、環境保全の推進、地球温暖化対策・地域脱炭素に関する事など	
		公営住宅班 TEL:79-1010	公営住宅、一般住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に関する事など	
地域交通課 TEL:79-1015 Fax:79-1020	地域交通班	地域公共交通に関する業務、離島航路に関する業務など 行政連絡船「かささ丸」運航業務 前島航路「くか丸」運航業務 浮島航路「ひらい丸」運航業務 情島航路「せと丸」運航業務		

総 合 支 所	大島総合支所 Tel: 74-1001 Fax: 74-5225	地域窓口班	総合支所・地域窓口業務 戸籍・住民票・マイナンバーカード・印鑑登録等、埋火葬許可、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、保健・福祉相談、福祉関係の申請受付、税等各種料金の徴収、税務証明、地籍図、二輪車及び軽車両ナンバー交付、各課の分掌事務の受付・交付、消防防災、交通安全対策、交通災害共済、自治会、一般廃棄物処理、不法投棄の防止、水道・下水道・浄化槽の申請受付、犬の登録・注射、農地法関係申請、町道・農道・林道・水路等の維持管理、小規模施設整備事業補助金、原材料費支給事業、空家等の適正管理に関する相談、パスポート申請・受取など (※以下の各総合支所の業務は、パスポート申請・受取を除き、大島総合支所と同様です)	〒742-2192 大字小松126-2 大島庁舎内
		沖浦出張所 Tel: 76-0004 Fax: 76-0074	出張所業務 戸籍届出の受付・受理、住民基本台帳、印鑑登録、埋火葬、公金の収受、各課の分掌事務の受付・交付など (※以下の各出張所の業務は、沖浦出張所と同様です)	〒742-2714 大字戸田929-1 沖浦農村環境改善センター内
		蒲野出張所 Tel: 74-2324 Fax: 74-2304	出張所業務	〒742-2102 大字東三蒲1704-1 蒲野農村環境改善センター内
	久賀総合支所 Tel: 79-1000 Fax: 79-1020	地域窓口班	総合支所・地域窓口業務	〒742-2301 大字久賀5134 久賀庁舎内
		椋野出張所 Tel: 72-2272 Fax: 72-0656	出張所業務 開所日は週1日(水曜日) ※水曜が休日の場合は、翌木曜日が開所日	〒742-2302 大字椋野1350-1 椋野公民館内
	東和総合支所 Tel: 78-1110 Fax: 78-0751	地域窓口班	総合支所・地域窓口業務 ※閉庁時の電話は、久賀総合支所へ転送します。	〒742-2592 大字平野269-44 東和庁舎内
		白木出張所 Tel: 78-0035 Fax: 78-0164	出張所業務	〒742-2924 大字外入1850-4 白木多目的共同利用施設内
		油田出張所 Tel: 75-0001 Fax: 75-0200	出張所業務	〒742-2601 大字伊保田1769-6 油田農村環境改善センター内
	橘総合支所 Tel: 77-5500 Fax: 77-1094	地域窓口班	総合支所・地域窓口業務 ※閉庁時の電話は、久賀総合支所へ転送します。	〒742-2806 大字西安下庄3920-3 橘庁舎内
日良居出張所 Tel: 73-0011 Fax: 73-1456		出張所業務	〒742-2803 大字土居1078-1 日良居公民館内	

●下水道事業

部	課	班	主な業務	所在地
下水道部	下水道課 Tel:79-1014 Fax:79-1013	下水道班	下水道の普及啓発、下水道（農排、漁排を含む）の維持管理、下水道の新設・改良、下水道の加入、合併処理浄化槽関係補助、排水設備の計画承認及び完了検査、下水道受益者分担金など	〒742-2301 大字久賀4799-1 久賀東庁舎内
		管理班	下水道事業会計の経理に関することなど	
	周防大島町上下水道料金 お客様センター Tel:0820-25-1600(直通)		上下水道窓口業務 上下水道の加入・開栓・休栓・名義変更等の手続き、メーター器の検針、上下水道使用料の料金請求・収納・徴収など	〒742-8714 柳井市南町 1-10-2 柳井市役所2階

●会計

部	課	班	主な業務	所在地
	会計課 Tel:74-1004 Fax:74-5225	出納班	現金の出納及び保管、小切手の振出、基金及び公有財産に属する現金・保管有価証券の出納及び保管、現金・財産の記録管理など	〒742-2192 大字小松 126-2 大島庁舎内

●議会

局	課	班	主な業務	所在地
事務局	議事課 Tel:74-1003 Fax:74-1030	議事班	本会議、委員会及びその他諸会議、公聴会、議案その他付議事件、一般質問、請願及び陳情、傍聴、議決事項の処理、会議録の調整及び保存、議会図書室、議事・調査に関すること、議会広報など	〒742-2192 大字小松 126-2 大島庁舎内

●監査委員

局	課	班	主な業務	所在地
事務局	監査課 Tel:74-1003 Fax:74-1030	監査班	監査委員に関すること、定期監査及び現金出納検査等の計画・報告、決算審査に関することなど	〒742-2192 大字小松 126-2 大島庁舎内

●選挙管理委員会

局	担当部署	主な業務	所在地
事務局	(総務部総務課内) Tel:74-1000 Fax:74-1016	選挙人名簿の調整、選挙の執行管理、選挙啓発、公印の保管、文書の收受・保管など	〒742-2192 大字小松 126-2 大島庁舎内

●固定資産評価審査委員会

局	担当部署	主な業務	所在地
事務局	(総務部総務課内) Tel:74-1000 Fax:74-1016	審査の手続き、記録の保存、その他審査に関し必要な事項など	〒742-2192 大字小松 126-2 大島庁舎内

●農業委員会

局	担当部署	主な業務	所在地
事務局	(産業建設環境部農林水産課内) TEL:79-1002 Fax:79-1021	農業委員・農地利用最適化推進委員、農地等の利用関係の調整、農地の相談、公印の管理、文書の収受・保管、会議録など	〒742-2301 大字久賀5134 久賀庁舎内

●教育委員会

局	課	班	主な業務	所在地
事務局	総務課 TEL:78-0700 Fax:78-0909	総務班	教育委員会の庶務、学校等の設置・管理・廃止、学校給食、奨学金、施設利用、広報、校舎等の整備保全、教員住宅、スクールバスなど	〒742-2592 大字平野 269-44 東和庁舎内
		学校給食センター TEL:78-0700	学校給食センター業務 (久賀給食センター) (大島給食センター) (橘 給食センター)	〒742-2301 大字久賀5083 〒742-2103 大字西屋代2598 〒742-2806 大字西安下庄418
	学校教育課 TEL:78-2204 Fax:78-1559	学校教育班	通学区域、就学援助、学校人権教育、学校保健、教育相談事業、地域国際交流活動など	〒742-2592 大字平野 269-44 東和庁舎内
	社会教育課	社会教育班 社会教育に関すること TEL:78-2205 Fax:78-5067 スポーツ振興に関すること TEL:78-5048 Fax:78-5067	公民館、図書館等の各種社会教育施設の管理運営や社会教育、人権教育、青少年健全育成、芸術文化や文化財保護に関すること、貸館業務に関すること等	〒742-2512 大字平野 269-44 東和総合センター内
			宮本常一記念館 TEL:78-2514 Fax:78-2514	宮本常一記念館業務に関すること
		東和図書館 TEL:78-0629 Fax:78-2514	図書館業務に関すること	
		大島公民館 TEL:74-3800 Fax:74-3999	公民館業務、大島文化センター業務・生涯学習活動及び貸館業務に関すること・社会教育課本課の補助業務	〒742-2106 大字小松 138-1 大島文化センター内
		周防大島町B&G海洋センター体育館 TEL:74-5300 Fax:74-3999	海洋センター艇庫、体育館、プールの施設管理・各種教室の開催に関すること・貸館業務に関すること	〒742-2103 大字西屋代147
		大島図書館 TEL:74-3800 Fax:74-3999	図書館業務に関すること	〒742-2106 大字小松138-1 大島文化センター内

事務局	久賀公民館 TEL:72-2271 Fax:72-0491	公民館業務・久賀総合センター業務 生涯学習活動及び貸館業務に関すること 社会教育課本課の補助業務	〒742-2301 大字久賀 5058 久賀総合センター内
	周防大島町農業者 健康管理センター	貸館業務に関すること	〒742-2301 大字久賀5137-1
	久賀図書館 TEL:72-2520 Fax:72-0491	図書館業務に関すること	〒742-2301 大字久賀5058 久賀総合センター内
	棕野公民館 TEL:72-2272 Fax:72-0656	公民館業務に関すること	〒742-2302 大字棕野1350
	橘公民館 TEL:77-0100 Fax:77-1673	公民館業務・橘総合センター業務 生涯学習活動及び貸館業務に関すること 社会教育課本課の補助業務	〒742-2806 大字西安下庄 445-2 橘総合センター内
	橘図書館 TEL:77-0100 Fax:77-1673	図書館業務に関すること	〒742-2806 大字西安下庄445-2 橘総合センター内
	日良居公民館 TEL:73-0011 Fax:73-1456	公民館業務に関すること	〒742-2803 大字土居1078-1
	日良居公民館 油良分館 TEL:73-0642 Fax:73-1020	公民館分館業務に関すること	〒742-2802 大字油良506

●病院事業局

部署		主な業務	所在地
総務部	総務課 TEL:74-2332 Fax:74-5067	庶務係	〒742-2106 大字小松1388-6
		用度係	
		電子計算係	
	財政課 TEL:74-2332 Fax:74-5067	管財係	
		経理係	
町立大島病院 TEL:74-2580 Fax:74-4842		病院業務	〒742-2106 大字小松1415-1
附属健康管理室		健康・公衆衛生等業務	
町立東和病院 TEL:78-0310 Fax:78-1885		病院業務	〒742-2921 大字西方571-1
附属健康管理室		健康・公衆衛生等業務	
町立橘医院 TEL:77-1000 Fax:77-1524		診療所業務	〒742-2806 大字西安下庄3920-17
附属健康管理センター		健康・公衆衛生等業務	
介護医療院やすらぎ苑 TEL:74-5555 Fax:74-3890		介護医療院業務	〒742-2106 大字小松124-2
大島看護専門学校 TEL:76-0556 Fax:76-5010		看護師育成業務	〒742-2711 大字家房1595-1

訪問看護ステーションすおうおおしま TEL:79-2031 Fax:79-2037	介護老人保健施設業務	〒742-2106 大字小松1415-1
居宅介護支援事業所おおしま TEL:74-3434 Fax:74-4842	居宅介護支援業務	〒742-2106 大字小松124-2
居宅介護支援事業所とうわ TEL:78-0310 Fax:78-1885	居宅介護支援業務	〒742-2921 大字西方571-1
居宅介護支援事業所たちばな TEL:77-1000 Fax:77-1524	居宅介護支援業務 (休止中)	〒742-2806 大字西安下庄3920-17

【外部組織】

●その他組織

局	課	主な業務	所在地
柳井地域広域水道企業団	総務課 TEL:0820-25-0255 Fax:0820-25-0258	議会及び監査、条例・規則等の制定及び改廃その他例規に関する事、職員の人事、給与及び福利厚生、労働協約・提訴に関する事、予算・決算その他会計経理に関する事、水道料金に関する事、関係市町との調整に関する事、物品の購入その他課に係る庶務に関する事など	〒742-0031 柳井市南町1丁目10-2 柳井市役所本館2階
	施設課 TEL:0820-25-0256 Fax:0820-25-0258	水道事業認可の申請に関する事、水源及び水道施設の企画・調査・統計に関する事、水道施設の新設・拡張及び改良工事に関する事、水道施設の維持管理に関する事、取水・浄水及び送水の実施・計画及び調整に関する事、浄水場の管理及び運転監視に関する事、水質管理に関する事、水質に係る調査・研究及び汚染対策に関する事、施設台帳に関する事など	〒742-0031 柳井市南町1丁目10-2 柳井市役所別館2階
	工務課 TEL:0820-25-0257 Fax:0820-25-0258	国・県に対する負担金・補助金・交付金等の交付申請に関する事、水道施設工事の施工・監督・竣工検査及び精算に関する事、水道施設の営繕に関する事、水道施設の設計図書等の整備保管に関する事、道路・河川等の占用に関する事、指定給水装置工事事業者に関する事、給水装置の設計審査・検査に関する事、量水器の検査・保管・交換・購入に関する事など	〒742-0031 柳井市南町1丁目10-2 柳井市役所別館2階
	周防大島町上下水道お客様センター TEL:0820-25-1600(直通)	上下水道窓口業務、上下水道の加入・開栓・休栓・名義変更等の手続き、メーター器の検針、上下水道使用料の料金請求・収納・徴収など	〒742-0031 柳井市南町1丁目10-2 柳井市役所本館2階

1 自治会振興奨励金について

地域の住民が自主的に取り組む「地域づくり、環境衛生、交通安全及び防犯対策、体力づくり等」のコミュニティ活動への支援として、自治会振興奨励金を自治会単位に交付します。

2 交流活動について

周防大島町の出身者で構成される町人会は、関東地区では、東京周防大島会、関西地区では近畿大島会と関西橘町人会の旧 2 地区の町人会、広島地区では広島周防大島町人会、岩国地区では岩国周防大島町人会の計 5 町人会があります。町出身者との交流と町の発展のため、各地で開催される町人会総会に参加し、ふるさとの現況報告や情報交換を通じて絆を深めています。

地域全体での国際交流活動を推進するため、「アロハキャンペーン」などを実施しています。

3 広報・広聴について

広報は行政と住民をつなぐ情報手段であり、その重要性はますます大きくなっています。今後とも親しみやすい広報づくりに努めてまいります。

町ホームページやFacebookページには、新しい情報等を随時掲載していますのでご利用ください。なお、町民の皆様の声をお聴きするため、「町政への提言箱」を各総合支所、各出張所に設置しています。

また、町長を交え町民の皆さんとの意見交換会（ワンテーマディスカッション）の開催や、町が抱える課題について、様々な立場の皆さんから幅広く意見を聞くための有識者意見交換会を開催し町政運営の参考にします。

町ホームページでは、各課へのお問い合わせや町政への提言コーナーなど、電子メールフォームからもお問い合わせやご提言をお受けしています。

- ・町ホームページ <https://www.town.suo-oshima.lg.jp/>
- ・町Facebookページ <https://www.facebook.com/town.suo.oshima>
- ・メールアドレス seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

4 防災行政無線について

災害時の緊急放送はもちろんのこと、平常時においては町からのお知らせを行います。各世帯への戸別受信機の設置は無料で行っておりますので、転入などにより、ご家庭に戸別受信機が設置されていない場合は、総合支所又は出張所で設置の申請をお願いします。

なお、農協放送の受信や受信停止を希望される場合は、直接農協へご連絡ください。

また、各地区に設置している屋外拡声子局（屋外スピーカ）には、直接放送できる機能がありますので、自治会放送などに利用を希望される場合はお申し出ください。（機器更新後は、従来の鍵は使えなくなりますのでお申し出ください。）

令和6年度から行っている防災行政無線の屋外拡声子局（屋外スピーカ）の更新工事を令和9年度にかけて行っています。工事実施中は屋外の放送ができない期間が発生しますが、ご理解とご協力をお願いします。

5 フリーWi-Fiの整備について

外国人観光客や来訪者、町民の皆さんが快適で利用しやすい無料公衆無線LAN環境の充実を図るため、無料公衆無線LANのアクセスポイントを町内21箇所の観光施設などに整備しています。

6 周防大島チャンネルの有効活用

ケーブルテレビの周防大島チャンネルを通じ町からのお知らせや映像による町内のイベントなどをお伝えしています。

また、住民相互の融和を図れるような住民参加型のコミュニティ番組を制作しています。

7 スマートフォン教室の開催

町民の方を対象に、自宅訪問によるスマートフォン教室を開催し、スマートフォンに不慣れな方へ直接サポートを行います。

8 デジタル化の推進

町が担う行政サービスについて、デジタル技術を活用して町民の方の利便性を向上するため、行政手続きのオンライン化を町公式LINE等により推進していきます。また、窓口キャッシュレスを推進し窓口業務の効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていきます。

1 行財政改革の取り組みについて

令和7年度に策定した「第5次周防大島町行政改革大綱」及び「第5行政改革実施計画」(令和8年度～令和12年度)に基づき行政改革を進めます。

少子高齢化や人口減少により担い手の減少が進むなか、限られた人員と財源により効率的に質の高い行政サービスを継続していくために、民間委員で構成する「行政改革推進委員会」の意見を聴きながら行政改革を進めていきます。

2 全国町村会総合賠償補償保険制度について

住民の皆さんが、町の事前の承認あるいは依頼を受けて行う社会奉仕活動(ボランティア活動)の際に、事故によって死亡または身体障害もしくは入院・通院を伴う障害を被った場合に補償をする制度です。全国町村会が行う総合賠償補償の一部に含まれる制度であり、純粋なボランティア保険ではありませんので、すべてのボランティア活動が対象となる訳ではありません。

自治会等で一齐に行う清掃・除草等の無報酬の社会奉仕活動は、この制度の対象になりますので、この制度の適用を受けようとされる場合は事前に届け出をお願いいたします。(美化活動実施届出書を提出された場合は改めて届け出する必要はありません。)

制度や届出方法の詳細については、総務課へおたずねください。

3 選挙について

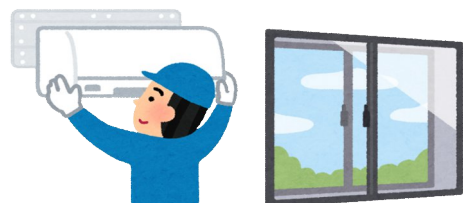
選挙の執行に伴い、地区集会場等の投票所としての借用、投票管理者・投票立会人をお願いすることもあるかと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、令和8年度中に執行予定の選挙はありませんが、令和9年4月に山口県議会議員一般選挙が執行される予定です。

4 住宅環境改善支援事業について

山口県では、岩国基地への米軍空母艦載機の移駐による騒音の影響が懸念される地域(岩国市の一部・周防大島町全域・和木町全域)での定住を促進するため、エアコンの取付け、取替え及び住宅の新築または改修で断熱サッシの取付け、取替えについて補助金を交付します。

補助金の交付要件や申請方法等については、総務課へおたずねください。



5 交通災害共済について

交通災害共済は、加入者のみなさんが日本国内で、交通事故により死亡または怪我をした場合に、その災害の程度により見舞金を支給する相互扶助の制度です。

加入を希望者される方は、各総合支所・出張所窓口配置している申込書に必要事項を記入のうえ、各総合支所・出張所または金融機関で加入の手続き（掛金の支払い）をお願いします。

6 消火栓ホース格納箱等設置について

町では、消火栓ホース格納箱等を購入し、未整備地区に設置をしています。消火栓は整備されているがホース等が設置されていない所や、老朽化により消火栓ホース格納箱の更新が必要な所がありましたら、要望書を各総合支所にご提出ください。

7 自主防災組織について

地域で自主防災組織を組織することで、防災に関する地域の結束はより強固なものとなります。地域で、人と人とのつながりを中心に話し合いを進め、訓練や資機材の整備など、いざという時に備えましょう。組織の設立をはじめ、防災について地域での取り組みをご検討の際は、支援いたしますので気軽にご相談ください。また役場では以下の通り補助金を整備しております。

補助金を活用される場合には、訓練の実施前または資機材の購入前に申請をお願いします。詳しくは、総務課消防防災班にご相談ください。

○自主防災組織等防災訓練補助金

自主防災組織等が主催して防災訓練を実施する場合、防災訓練、防災マップの作成、防災講習会等に要した経費に対して補助金を交付します。

○自主防災組織防災資機材補助金

自主防災組織として認定した組織に対し、防災資機材整備の補助を行います。

8 罹災証明について

台風や水害など自然災害によって住家が被災された場合には、罹災証明を発行しています。これは、被害の事実と程度を証明するもので、公的支援策の適用の判断材料として利用されるほか、税の減免や損害保険の請求に使用されることもあります。

詳しくは、総務課消防防災班または各総合支所にお問い合わせください。

9 防災関連行事の予定について

私たちの住む周防大島町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震による最大震度は震度6弱、津波の高さは最高津波水位3.6mと予想されています。

大規模災害時には公的な支援が期待できない、あるいは手薄な状況が出てきます。

いつか必ず来る大災害に備えるため、今年度も周防大島町では下記の予定で防災関連行事を実施する予定としております。積極的なご参加をお願いします。

○周防大島防災訓練(11月1日(日)実施)

南海トラフ地震を想定し、周防大島町全域を対象とした住民主体の避難訓練を実施します。

災害は突然やってきます。各家庭、ご近所、自治会、自主防災組織において、避難場所や避難経路、非常持ち出し品等を確認する機会ですので地震発生時の動きを確認し、いつか必ず来る災害に備えていただきますようお願いいたします。

○防災講演会(令和9年2月ごろ)

○小規模河川ハザードマップ配布(令和8年6月ごろ)

大島地区：坂本川、一本松川、吉野川

久賀地区：椋野本川、庄地川、流田川、津原川

東和地区：立田川

橘地区：山根川、古川

○その他、地域や自主防災組織での防災関連行事への出張出前講座等、いつでもお受けしております。

10 災害時協力井戸の登録について

近年、さまざまな大規模災害の発生が想定・懸念されるなか、過去の災害の教訓から、水道施設等の損傷により町内の広範囲で長期にわたって断水が発生する恐れもあります。

そのため、災害時における「地域の財産」のひとつとも考えられる井戸に着目し、地域の皆さまの災害時の生活に必要な水の確保の方法として、「周防大島町災害時協力井戸」の登録制度を創設し登録井戸の募集を行います。

この制度は、町内に井戸を所有(管理)されている方の善意により、「災害時に井戸水を提供すること」についてご協力いただける井戸を事前に申出・登録いただき、災害時にはその井戸から井戸水をご提供いただくものです。

皆さまにおかれましては、災害による被害を少しでも減少させるためにも、積極的な登録にご協力をお願いします。

申込書は総務課消防防災班または各総合支所に置いてありますので、お問い合わせください。

11 戸籍証明書の広域交付について

本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書等の交付請求ができるようになりました。これにより、周防大島町役場で他市区町村が本籍地の戸籍証明書をまとめて請求することができます。

○交付できる証明書の種類及び手数料

- ・戸籍全部事項証明書 450円
- ・除籍全部事項証明書（謄本）等 750円

※個人事項証明書、一部事項証明書、コンピュータ化されていない戸籍謄本・除籍謄本は広域交付の対象外です。

○請求できる方

- ・本人
- ・配偶者
- ・父母、祖父母（直系尊属）
- ・子、孫等（直系卑属）

○注意事項

- ・直接窓口で請求する必要がありますので、郵送や代理人による交付請求はできません。
- ・窓口にお越しの方の顔写真付きの公的身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の提示が必要です。

12 マイナンバーカードの交付申請について

各総合支所の窓口及び町内4郵便局（大島・久賀・平野・橘）において、マイナンバーカードを取得されていない町民の方に、申請書の作成支援を行っております。マイナンバーカードの申請がお済みでない方は、各総合支所窓口又は町内4郵便局で申請していただきますようお願いいたします。

なお、マイナンバーカードを申請され、交付通知書（ハガキ）が届いた方で、開庁時間に窓口にお越しいただけない方に時間外の受け取り窓口を開設しております。予約制ですので、事前に電話で予約をお願いします。交付場所は、大島庁舎 大島総合支所となります。

時間外交付窓口の開設日は、広報3月号及び周防大島町ホームページに掲載しております。

13 コンビニ交付サービスについて

町内に本籍または住所があり、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置している多機能端末機（マルチコピー機）から、各種証明書を取得することができます。

○取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍証明書（全部事項証明書（謄本）、戸籍個人事項証明書（抄本））
- ・戸籍の附票の写し
- ・所得・課税証明書

戸籍証明書の広域交付、マイナンバーカードの交付申請、コンビニ交付サービスについて、詳しくは総務課戸籍住基班にお問い合わせください。

1 令和8年度周防大島町予算について

(1) 一 般 会 計

171億5,000万円

歳入区分	予算額	歳出区分	予算額
1 町税	12億7,905万円	1 議会費	9,615万円
2 地方譲与税	1億 840万円	2 総務費	22億3,401万円
3 利子割交付金	940万円	3 民生費	25億9,073万円
4 配当割交付金	1,030万円	4 衛生費	28億8,464万円
5 株式等譲渡所得割交付金	1,020万円	5 農林水産業費	8億3,991万円
6 法人事業税交付金	2,600万円	6 商工費	7億3,182万円
7 地方消費税交付金	3億9,000万円	7 土木費	3億8,703万円
8 環境性能割交付金	0万円	8 消防費	5億1,863万円
9 地方特例交付金	2,448万円	9 教育費	19億2,850万円
10 地方交付税	72億5,000万円	10 災害復旧費	4万円
11 交通安全対策特別交付金	145万円	11 公債費	17億6,739万円
12 分担金及び負担金	4,398万円	12 諸支出金	31億4,116万円
13 使用料及び手数料	1億7,796万円	13 予備費	3,000万円
14 国庫支出金	15億1,516万円		
15 県支出金	8億4,836万円		
16 財産収入	4,957万円		
17 寄附金	3,820万円		
18 繰入金	20億9,640万円		
19 繰越金	1,000万円		
20 諸収入	2億7,539万円		
21 町債	29億8,570万円		
合 計	171億5,000万円	合 計	171億5,000万円

※ 予算額は各区分で1万円未満を四捨五入しているため合計額と一致しません。

(2) 国民健康保険事業特別会計

25億3,663万円

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

5億4,923万円

(4) 介護保険事業特別会計

31億4,516万円

(5) 渡船事業特別会計

1億 30万円

(6) 下水道事業特別会計

収益的収入	12億5,477万円	収益的支出	11億1,247万円
資本的収入	17億7,890万円	資本的支出	21億1,094万円

(7) 病院事業特別会計

収益的収入	44億7,476万円	収益的支出	43億4,888万円
資本的収入	2億1,459万円	資本的支出	7億7,826万円

※ 柳井地域広域水道企業団に経営統合した水道事業特別会計は除外しています。

2 基金の状況

一般会計の基金 (定額・果実運用含む)	令和6年度末残高	119億7,203万円
	令和7年度末見込み	110億6,335万円
	令和8年度増減見込み	△20億2,154万円
	令和8年度末見込み	90億4,181万円

財政調整基金の令和7年度末見込み額は70億8,658万円です。

3 地方債の状況

一般会計	令和6年度末残高	157億5,921万円
	令和7年度末見込み	156億3,305万円
	令和8年度中増減見込み	13億3,798万円
	令和8年度末見込み	169億7,103万円
特別会計	令和6年度末残高	114億4,077万円
	令和7年度末見込み	116億5,001万円
	令和8年度中増減見込み	5億9,017万円
	令和8年度末見込み	122億4,018万円

4 健全化判断比率（令和6年度決算）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月に施行され、平成19年度決算から各財政指標の公表が義務付けられました。令和6年度決算の各指標を昨年10月の広報でも公表していますが、再度報告いたします。

I 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	12.2%	—
13.54%	18.54%	25.0%	350.0%

- ・「—」は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率がないことを表しています。
- ・下段に記載された数値は本町の当該年度における早期健全化基準値を示しています。

II 資金不足比率

各特別会計については資金不足がないため資金不足比率は該当ありませんでした。

1 町県民税等の申告相談について (お礼)

町県民税等申告相談につきましては、特段のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。本年の経験を踏まえまして、更なる円滑な申告相談を実施して行きたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

2 国民健康保険税について

国民健康保険税は、皆さんの医療費などにあてられる国民健康保険事業の貴重な財源です。

令和 8 年度国民健康保険税の税率は、国の法改正により新しく「子ども・子育て支援納付金」を追加しましたが、医療分の所得割・均等割・平等割を引き下げております。課税限度額につきましては、医療分の引き上げを予定しており、「子ども・子育て支援納付金」については新しく追加になる予定です。国民健康保険事業の安定的な運営につきまして、ご理解、ご協力賜りますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

令和 8 年度	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども子育て 支援金分
所得割	7.3%	3.1%	2.9%	0.4%
均等割	25,700円	8,900円	9,300円	1,400円
18歳以上 均等割	—	—	—	100円
平等割	23,000円	8,900円	7,000円	900円
課税限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

[低所得者に係る保険税軽減]

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う予定です。

3 町税等納税通知書の送付及び納期限について

税務課では、4月から7月にかけて各納税通知書等を送付いたします。

税 目		納付書等の発送予定日	発送方法
固 定 資 産 税		5 月 1 日 (金)前後	郵 送
軽自動車税 (種別割)		5 月 1 日 (金)前後	郵 送
町県民税	特別徴収 (事業所からの引落し)	5 月 8 日 (金)前後	郵 送
	特別徴収 (年金からの引落し)	6 月 5 日 (金)前後	郵 送
	普通徴収		
国民健康 保 険 税	特別徴収 (年金からの引落し)	7 月 10 日 (金)前後	郵 送
	普通徴収		

・納期限内の納税についてご協力をお願いいたします。

納め忘れのない「口座振替納税」を推進しております。

令和8年度町税等納期限一覧 【普通徴収】

税目 月	固定資産税	軽自動車税 (種別割)	町県民税	国民健康保険税
令和8年 5月	1期 6月1日	1期 6月1日		
6月			1期 6月30日	
7月	2期 7月31日			1期 7月31日
8月			2期 8月31日	2期 8月31日
9月				3期 9月30日
10月			3期 11月2日	4期 11月2日
11月				5期 11月30日
12月	3期 12月25日			6期 12月25日
令和9年 1月			4期 2月1日	7期 2月1日
2月	4期 3月1日			8期 3月1日

1 定住の取り組みについて

町への定住を促進するため、移住希望者等の相談などを行っています。お試し暮らし住宅「島暮ら荘」やオーダーメイドツアーなどを活用し、移住のミスマッチをできるだけ少なくするよう、努めています。

元々の住民の皆様、新たに移住された皆様、双方に安心して住み続けていただけるよう、自治会とも連携して取り組みを進めてまいりたいと存じますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

2 若者住宅取得応援事業について

若者世帯の移住定住の促進を図るとともに地域の活性化を推進するため、若者世帯が町内に新築住宅又は中古住宅を取得した際に助成を行います。申請者または配偶者のいずれかが45歳未満で2人以上の世帯が対象で、子どものいる世帯や中古住宅取得への加算を含め最大30万円の助成を行います。

3 結婚新生活支援事業について

地域における少子化対策の強化を目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住宅取得費、住宅リフォーム費及び住宅賃借費並びに引っ越し費用等の一部を補助します。（夫婦ともに29歳以下の場合は60万円を上限、夫婦ともに39歳以下の場合は30万円を上限）

4 空家等活用事業について

空家等の有効活用及び適切な管理を推進し、地域の活性化を図るため、「貸したい・売りたい」と希望する所有者等から提供された空き家の情報を「借りたい・買いたい」方に紹介する「空き家バンク」の管理運営をしています。

「空き家バンク」登録物件のリフォーム・家財処分及びDIYにかかる費用の一部助成（補助率1/2上限20万円）を行います。

令和8年度は「空き地バンク」を創設しました。売りたい空き地の情報を収集・公開することにより、空き地の売買・流通等を活性化させ、空き地の有効活用・空家等解体の促進・移住定住の促進を図ります。

5 空家対策融資利子補給事業について

空家等の適正管理(解体・改修・購入)を目的に、町内の金融機関で費用の融資を受けられる方で、条件を満たしている方に利子分を助成します。

なお、返済開始後の申請は受け付けませんので、必ず事前にご相談ください。

6 危険空家等除去事業補助金について

危険な空家等を除去(解体)するための費用の一部を補助します。令和8年度から、補助率1/3上限50万円に拡充しました。

7 危険空家等の適正管理について

空家の適正管理は、所有者等(相続人を含む)の責務です。危険空家等がありましたら、まずは自治会等から所有者等へ、空家等を適正に管理するよう要請するなど行ってください。それでも改善されない場合等は、最寄りの総合支所又は空家定住対策課へご相談ください。

1 町税・水道料金などのコンビニ収納・スマホ決済について

町では、新しい生活様式に対応するとともに、行政サービスの向上を目的に、曜日や時間を気にせず、いつでも気軽に町税・上下水道料金などの納付ができるスマートフォン決済を行っています。皆さんがご利用されていた金融機関、役場窓口、コンビニエンスストアに加えてスマートフォンでの納付が可能です。

また、税金については、QRコード付の納付書を発行しており全国の金融機関で納付することができます。

○コンビニ・スマホ決済で納付できる税金や各種料金

- | |
|--|
| <p>【税金】 個人町県民税（普通徴収）、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税（普通徴収）</p> <p>【料金】 後期高齢者医療保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、保育料、町営住宅使用料等、水道料金、下水道使用料</p> |
|--|

※【税金】については、QRコード付納付書は全国の金融機関で納付が可能

○利用できるアプリ

- ・ P a y P a y、P a y B（ゆうちょ P a y 含む）

○コンビニ・スマホ決済で納付するとき

- ・ 使用できるのは、バーコードが印刷されている納付書です。
- ・ 支払手数料はかかりません。
- ・ これまでどおり、金融機関窓口でも納められます。

○コンビニ・スマホ決済で使用できない納付書

- ・ 使用期限を過ぎたもの
- ・ 破損・汚損などにより、バーコードが読み取れないもの
- ・ 納付書 1 枚あたりの金額が 30 万円を超えるもの
- ・ バーコードの印刷がないものや金額を訂正したもの

※コンビニ・スマホ決済での納付ができない場合は、納付書裏面に記載しております金融機関または役場窓口で納付してください。また、スマホ決済でのアプリのダウンロードや振替手数料は無料ですが、通信に係る費用は納付者のご負担となります。

○取扱店舗

【町内取扱店】

セブン-イレブン各店 ローソン周防大島店

MMK 設置店（ウォンツ周防大島店）

【その他取扱店】

ファミリーマート ローソン くらしハウス スリーエイト

生活彩家 セイコーマート タイエー ポプラ デイリーヤマザキ

ニューヤマザキ イーストア ハセガワストア ハマナスクラブ ミニストップ

ヤマザキスペインパティナージュ ヤマザキイーストア ローソンストア 100

○注意事項

- ・（指定）納期限を過ぎて納付された場合は、後日、延滞金が請求される場合があります。
- ・納付書に記載されている「期別」と「（指定）納付期限」をご確認のうえ、期別を間違えないように納付してください。
- ・「全額前納用納付書」と「期別用納付書」を両方使用されないよう、十分ご注意ください。
- ・コンビニでの支払いでは領収証は必ず受け取り、コンビニから発行されるレシートと一緒に保管してください。
- ・なお、スマホ決済の場合は領収書が発行されないため、必要な場合は役場窓口、金融機関、コンビニの窓口でお支払いください。

○税金や各種料金の問い合わせ

科 目	問い合わせ先	電話番号
個人町県民税（普通徴収） 軽自動車税 固定資産税 国民健康保険税（普通徴収）	税務課徴収対策班	0820-74-1031
後期高齢者医療保険料（普通徴収）	健康増進課医療保険班	0820-73-5502
介護保険料（普通徴収）	介護保険課介護保険班	0820-73-5503
町営住宅使用料等	生活衛生課公営住宅班	0820-79-1010
水道料金・下水道使用料	周防大島町上下水道料金 お客様センター	0820-25-1600

健康増進課 (日良居庁舎)

健康づくり班 電話番号 73-5504

ちよび塩でおいしく、
血圧管理でいきいきと！



1 各種検診の実施について

成人・高齢者を対象に病気の早期発見に向けて各種検診を実施します。脳ドック検診は40、45、50、55、60歳の方に実施しています。

○がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)

※子宮・乳がん検診の受診は2年に1回です。

○節目検診(歯周疾患・肝炎ウイルス・骨粗鬆症・簡易脳ドック)

2 予防接種について

病気に対する抵抗力(免疫)をつくり、病気の発症・重症化予防とまん延防止を目的に予防接種を実施しています。

妊婦 RSウイルス感染症

乳幼児 BCG(結核)、麻しん・風しん、五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ)、日本脳炎、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎
任意接種:おたふくかぜ(半額助成あり)

学童 二種混合(ジフテリア・破傷風)、日本脳炎、子宮頸がん

高齢者 季節性インフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹(いずれも自己負担あり)

3 献血について

広報等で献血のご案内をしますのでご協力をお願いします。

4 各種健康づくり事業について

減塩(ちよび塩)の実践・定着と血圧管理による健康の保持・増進、生活習慣の改善等健康づくりを推進し、各種健康相談・健康教室・訪問指導等を行っています。

5 こころの健康づくりについて

こころの病気に関するご相談に応じるとともに、精神に障がいのある方々が互いに交流・活動する「デイケア」を実施しています。

自殺対策を推進し、自殺予防対策としてゲートキーパー養成講座やこころの健康づくり講演会等を実施しています。

6 国民年金

国民年金は、国が行う制度で、加入者が負担する保険料と税金を原資として、すべての国民に共通する基礎年金を支給します。

加入者 20歳から60歳未満で、農林漁業、自営業、学生および無職等の方は、国民年金に加入しなければなりません。

保険料 令和8年度は、月額17,920円（年間215,040円）。

基礎年金受給額 令和8年度は、月額70,608円（40年加入）。

保険料の免除等 保険料を納めることが困難な方は「免除制度」があります。

年金相談の開設 毎月第3火曜日 場所 久賀総合センター
予約制（岩国年金事務所 TEL 0827-24-2222）

7 国民健康保険

国民健康保険（以下「国保」という。）は、職場の健康保険の加入者等を除いて、町内に住んでいるすべての方が加入する医療保険です。

加入者 75歳未満で、職場の健康保険の加入者、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度の被保険者等を除くすべての方です。

国保税の納付

国保税は、3方式（均等割、平等割、所得割）により算定しています。口座振替または納付書により納付する「普通徴収」のほか、年金支給額からの天引きにより納付する「特別徴収」の何れかの方法により、世帯主が納付します。（問い合わせ：税務課 課税第1班 電話番号74-1008）

特定健康診査等の実施

40歳以上の被保険者を対象に、生活習慣病に着目した特定健康診査を実施します。個別健診又は集団健診の何れかの方法により、年1回受診できます（自己負担金：無料）。

8 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、都道府県の区域ごとに設立された広域連合が運営し、保険料・賦課の決定、医療費の支給等の事務を行っています。町では、保険料の徴収や各種届出の受付等を行います。

加入者 県内在住の75歳以上の方と、65歳から74歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方。

保険料 令和8年度に改定され、医療分均等割 63,513円、所得割 11.36%、子ども・子育て支援金分（新設）均等割 1,354円、所得割 0.24%です。

保険料の納付

納付方法は、被保険者一人ひとりが、原則特別徴収で納付しますが、諸条件により普通徴収になる場合があります。被用者保険の被扶養者であった方や前年度の所得の少ない方には軽減措置があります。

健康診査の実施

生活習慣病の予防等のため健康診査を実施します。（自己負担金500円）

介護保険課 (日良居庁舎)

介護保険班 電話番号 73-5503
地域包括支援センター 電話番号 73-5506

1 介護保険制度

40歳以上の皆さんから納めていただいている介護保険料等を財源として、介護サービスを利用できる制度です。要介護状態区分（介護の度合い）に応じて、必要なサービスが受けられます。

2 介護サービスを利用するには

まずは、要介護認定を申請し、要介護状態の区分認定を受けることが必要です。申請は、各総合支所・出張所でも、オンラインでも可能です。

3 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

前年の所得に応じて、以下のとおり保険料が決まります。

(令和8年度)

保 険 料 段 階		年額保険料
1	生活保護を受給している方 世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が町民税非課税で本人年金収入等が82万6千5百円以下の方	19,320円
2	世帯全員が町民税非課税で本人年金収入等が82万6千5百円を超え120万円以下の方	32,880円
3	世帯全員が町民税非課税で本人年金収入等が120万円を超える方	46,440円
4	本人が町民税非課税で世帯に町民税課税者がおり、本人年金収入等が82万6千5百円以下の方	61,020円
5	本人が町民税非課税で世帯に町民税課税者がおり、本人年金収入等が82万6千5百円を超える方（基準額）	67,800円
6	町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	81,360円
7	町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	88,140円
8	町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	101,700円
9	町民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	115,260円
10	町民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	128,820円
11	町民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	142,380円
12	町民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	155,940円
13	町民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	162,720円

【保険料の納め方】

65歳以上の方は、年金からの天引きによって納めていただくのが原則ですが、納付書により窓口で納めていただく場合もあります。40歳以上65歳未満の人は、加入する医療保険を通じて納めていただきます。

4 介護サービス等の利用者負担額

- ① 要介護状態区分に応じて、使える介護サービスと支給限度額が異なります。
- ② 前年の所得に応じて、介護サービス費用の一割、二割又は三割を利用者が負担します。

5 高齢者の総合相談・支援

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、介護サービスをはじめ、福祉、健康、医療など、さまざまな面から問題解決にむけた相談・支援を行っています。

6 在宅医療推進事業

病気などが原因で、医療や介護が必要な状態になっても、いつまでも住み慣れた家で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療協議会を設置し、在宅医療・介護の連携を推進しています。

7 認知症施策推進事業

認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置を行い、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

また、認知症を正しく理解することを目的とした認知症サポーター養成講座を実施します。

8 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定により要支援1・2と認定された人と、基本チェックリストにより選定された事業対象者に対し、心身機能の維持や、重度化防止に向けた支援を行います。介護予防ケアマネジメントにより個人に合わせたケアプランを作成し、訪問型サービス、通所型サービス等の利用により在宅生活を支援します。

訪問型サービス及び通所型サービスでは従来同様のサービスに加え、基準を緩和したサービスを提供します。

また、日常生活に支障のある生活行為を改善することが必要な方には、専門職等による短期集中型のリハビリテーションを行います。

福祉課（周防大島町福祉事務所）（たちばなケアプラザ内）

民生福祉班	77-5505
生活支援班	77-5509
こども家庭班	77-5508

福祉課では、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、子育てや高齢者、障害者などを地域ぐるみで支え合う、福祉のまちづくりに取り組んでいます。

1 障害者の福祉

障害のある方の人権が尊重され、互いに支え合い生きる喜びがあふれる共生のまちづくりを基本理念とし、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れることを目指します。

また、障害のある方の自立と社会参加を支援するため、在宅・施設の障害福祉サービスの提供や補装具費、更生医療の給付、重度心身障害者に対する医療費の無料化事業を行い、障害のある方の疾病の早期治療と経済的負担の軽減を図ります。

2 高齢者の福祉

高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態にならず、これまで培ってきた豊かな経験と知識を活かし安心して生き生きと暮らせるよう、地域包括支援センターや健康増進課等との連携による介護予防事業等を実施するとともに、養護老人ホームへの入所や生きがいつくり等に取り組めます。

3 社会福祉

高齢者、身体障害や知的障害、精神障害のある方が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の作成に取り組むとともに郵便局、新聞販売店等の協力により、高齢者等へのさりげない見守りを行う、地域見守りネットワーク事業を行っています。

令和4年4月に成年後見支援センターを設置し、介護保険課地域包括支援センター・社会福祉協議会と連携をとりながら、成年後見制度の相談対応及び手続き支援に関することや成年後見制度の広報及び啓発に関すること等を行っています。

4 災害救助

火災等の被災者に対し、日本赤十字社と協力し、毛布や日用品等物資を提供します。また、災害救助法等の適用を受けた大規模災害の被災者に対し、見舞金等の支給を行います。

5 生活支援

住民誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるよう、様々な課題に対して、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決する、地域福祉を推進します。

福祉事務所の設置（平成24年4月から）に伴い、生活に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護の決定や相談業務を行い

ます。なお、扶助の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類となります。

また、生活に困窮している方（生活保護受給者を除く）ができるだけ早く自立できるように、専門性を有する支援員が、相談、助言、指導等を行う、生活困窮者自立支援事業を行っています。

6 児童福祉

国では、幼児期の学校教育や保育の充実、及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行され、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」によりすべての3～5歳児の保育料が無償化されました。町では、国の制度で無償化とならない3歳未満児の住民税課税世帯について無償化を行っています。更に、令和6年9月からは県の事業として、第2子以降の3歳未満児について保育料を無償化しています。

また、副食費（おかず・おやつ等）についても、対象者一人あたり月額相当を町が保育所に支給することで、保育の完全無償化を実施しています。なお、町の制度は、町内に住所を有し、且つ町内の保育所を利用する方に適用しています。

さらに、町内の保育所や子育て支援センター等を対象に、幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の楽しさを理解し、国際的なコミュニケーション能力を養うことを目的とする英語講師派遣事業を、実施します。

その他、0歳児から高校生年代までの子どもの医療費の無料化事業を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。

7 こども家庭センター

こども家庭センターは、妊娠・出産・子育てに関する母子保健の支援と、子どもや家庭が抱えるさまざまな悩みや心配事に対応する児童福祉の支援が一体となった相談支援窓口です。このセンターでは、妊娠期からすべての妊産婦、子ども、そして子育て世帯に対して、切れ目のない一体的な支援を提供しています。

また、ひとり親家庭や寡婦等の自立を支援する取り組みとして、母子父子自立支援員を配置し、経済的な課題を含む生活全般に関する相談業務を実施しています。

そして、センターの新たな取り組みとして、令和8年度から、母子の孤立感の解消や切れ目のない支援を実施するため、出生の翌月から1歳の誕生月まで、おむつとおしりふき、産後6か月頃にこども家庭センター職員が産婦等と面談し育児用品の支給を行います。

さらに、母子の健診事業を通じて妊娠期や出産後の健康管理をサポートしています。具体的には、妊婦健診を14回実施し、多胎の場合にはさらに5回を上乘せして行います。また、妊婦歯科健診や産婦健診（2回）のほか、乳幼児期の健診として、1か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健診を実施しています。

また、令和8年度から、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適正な支援を行うとともに、幼児の健康の保持増進を図るため、5歳児健診を実施します。

これらの支援を通じて、子育て家庭が安心して暮らせる環境を整え、児童の健全な育成に寄与することを目指しています。

1 消費者行政について

平成28年4月1日から柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町の1市4町が連携して「柳井地区広域消費生活センター」を設置し、専門の相談員による相談業務や各種啓発活動などを実施して、町民の皆さんが安全で安心して暮らせる地域づくりをめざしております。

近年下記のような消費生活相談が急増しています。

- ・インターネット通販によるトラブル（詐欺サイト被害・定期購入等）
- ・うそ電話詐欺による被害（警察官をかたるオレオレ詐欺・国際電話を利用した特殊詐欺等）
- ・多重債務、賃貸契約等の相談
- ・訪問販売（不用品回収・修理等）の相談

上記のようなケースでお困りの際は、

柳井地区広域消費生活センター（0820-22-2125） 又は
山口県消費生活センター（083-924-0999） までご連絡ください。

2 中小企業勤労者小口資金貸付制度について

中小企業勤労者の生活の安定を図り、福祉を増進するために生活資金を貸し付けます。貸付の申込は直接取扱い金融機関にお願いします。

- (1) 資金の用途 教育, 育児, 介護, 療養, 傷病, 災害, 冠婚葬祭, 生活向上資金等
- (2) 貸付金限度額 最高300万円・貸付期間 10年以内

<問い合わせ先・取扱金融機関>

中国労働金庫岩国支店（0827-21-7335）

3 商工業者特別融資制度について

○町内の小規模の商工業を営む方の金融難を改善するため、山口県信用保証協会との債務保証契約により、指定金融機関に融資の斡旋を行っています。

- (1) 資金用途 運転資金、設備資金
- (2) 貸付金限度額 300万円
- (3) 貸付期間 3年以内

○業況の悪化している業種で売上高等が減少している中小企業者の資金調達を支援するための認定を行っています。

- ・セーフティネット保証5号（保証割合：融資額の80%）

4 体験型教育旅行の誘致に伴う民泊の受入について

周防大島町では、体験型教育旅行の誘致に取り組んでいます。

首都圏や関西圏から修学旅行生などを受入れ、周防大島の豊かな自然を活かした農

業・漁業をはじめとする様々な体験や民泊体験（ホームステイ）を通して交流を深めています。

受入にご協力いただける家庭を随時募集していますので、この取り組みにご賛同いただける方は、商工観光課までご連絡ください。

5 町営温泉・浴場の利用について

- 竜崎温泉「潮風の湯」
- 久賀の潮風呂保養館
- 片添ヶ浜温泉「遊湯ランド」

6 スポーツ・レジャー・文化施設の利用について

- グリーンステイながうら・長浦スポーツ海浜スクエア
- サン・スポーツランド片添
- 片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場
- 沖家室シーサイドキャンプ場
- 青少年旅行村・陸奥野営場・なぎさ水族館
- 道の駅サザンセットとうわ(起業家育成と地域活性化を図る目的としてチャレンジショップ5店舗を併設し、飲食物を販売)
- 陸奥記念館
- 星野哲郎記念館

7 海水浴場の利用について

- 片添ヶ浜海水浴場・逗子ヶ浜海水浴場・庄南ビーチ・ビー玉海岸

8 公園・名所の利用について

- 瀬戸公園・飯の山公園・五条の千本桜
- 屋代ダム公園・片添ヶ浜海浜公園・歌碑公園

9 ハイキングコースの利用について

- 文珠山～嘉納山～源明山～または嵩山（遊歩道）

1 農地の転用について

農地を宅地、山林、駐車場等農地以外の用途に転用する場合や、農地の売買、貸借をする場合には、農業委員会へ申請して農地法の許可を得ることが必要です。

*農地法許可申請書の提出期日：毎月22日前後(11月は11日、12月は15日)

2 農地の貸借について

<利用権設定等促進事業>

通常、農地の貸し借りには農地法の許可が必要ですが、農業経営基盤強化促進法に基づいて行うこの事業を利用すれば農地法の手続きが不要となりますので、手続きが容易です。

また、不耕作農地の貸付け、借受けを希望する人は、周防大島担い手支援センターで行っている「農地バンク」に登録をすれば、農地の紹介を行います。

*利用権設定申出書の提出期日（年2回）

6月25日公告分：5月15日

12月25日公告分：11月16日

3 担い手総合支援事業について

農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、担い手の育成・確保に係る業務について関係機関（県・町・JA）で一体的に取り組む組織として、「周防大島担い手支援センター」を設立しています。

*設置場所 役場久賀庁舎2階

*電話番号 0820-79-1007

*主な業務内容

- 担い手育成事業（認定農業者・新規就農者・集落営農組織等）
- 農地流動化事業
- 就農支援研修事業
- 援農ボランティア派遣事業
- 営農指導事業
- その他担い手育成に関する事業

4 農地中間管理事業について

農用地の利用の効率化や高度化の促進として設立された農地中間管理機構を活用することで農用地等を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用

や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農用地利用の集積・集約化を進めるために支援する事業です。

5 農業振興対策事業について

近年の異常気象や担い手農家の高齢化、後継者不足などにより、柑橘等農業生産の諸条件は年々厳しくなっています。この対策としては山口県のオリジナル品種であるせとみや南津海への品種更新を勧め、合わせて灌水システム・園内作業道整備・防鳥防風ネットの整備・施設（ハウス）栽培、柑橘病虫害の防除の推進、承継者支援、耕作放棄地再生支援などの事業に取り組むことにより、本町の基幹産業であるみかん産地を守り活性化を図ります。

6 日本型直接支払制度について

農業の有する多面的機能の維持・発揮のための、地域の共同活用や営農活動に対し、下記の支援事業があります。

- ・ 中山間地域等直接支払事業
- ・ 多面的機能支払事業
- ・ 環境保全型農業直接支払事業

7 有害鳥獣対策事業について

イノシシ、タヌキ、カラスなどによる農作物被害への対策として、有害鳥獣捕獲事業を山口県大島郡猟友会の協力を得て実施しています。捕獲には狩猟免許取得と山口県大島郡猟友会への加入、更に有害鳥獣の捕獲隊員となることが必要です。捕獲隊員としての経費については、町がその一部を助成します。

一方防護対策として、電気柵、金網柵などを耕作地に設置する場合に、町がその資材経費の一部（1ヶ所あたり経費の1/2以内で、上限額5万円）を助成します。

8 畜産振興関係事業について

畜産経営の安定化による地域産業としての振興を図るため、家畜診療所運営費の助成や酪農組合等の関係団体の活動を助成しています。

9 林業振興関係事業について

森林の持つ公益的機能の増進を図り、山地災害の発生防止や活力のある森林を維持造成するために森林整備事業の推進を行います。

10 農水産物等集出荷施設

浮島漁港（樽見・江ノ浦）、日良居漁港（土居）に設置されているホイストクレーン（荷揚げ・荷下ろし用クレーン）の利用には、届け出と利用料が必要となります。

11 新規漁業就業希望者支援

新たに漁業への就業を希望する方や、漁業者として独立をされる方への各種支援制度があります。

- ・研修修了者・独立希望者への経営自立化支援
- ・漁船リース支援

12 水産資源の保護育成

水産資源の保護育成に向けた種苗放流や資源管理等への取組みを積極的に支援するとともに、その基盤となる漁場の整備や漁場環境の保全を図ります。

《主な施策》

- (1) 種苗放流育成事業
マダイ、ヒラメ、キジハタなどの魚類や、貝類の種苗放流への補助
- (2) タコ産卵施設の整備
- (3) 漁場環境の保全
海岸漂着物等地域対策推進事業
- (4) 有害生物駆除対策
ナルトビエイ等による、魚介の食害を防止
- (5) 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業
国・県と連携をとり、水産業の再生・漁村の活性化を目的とする団体への支援

13 漁業経営基盤の強化

関係機関と連携し、漁業経営の安定、漁業設備等の近代化、就労環境の改善に向けて、各種支援制度を活用しつつ、経営基盤の強化を図ります。

《主な施策》

- (1) 漁業近代化資金等融資利子補給
漁船、漁具、施設、設備等の取得や経営改善等の融資に対する利子補給制度
- (2) 漁業経営構造改善事業
漁協の所有する漁業用施設の新設・改良・補修に対し補助金交付
- (3) 小規模漁場整備事業補助金
漁協による魚礁設置等、漁場整備に対し補助金交付

1 町道の改良、維持管理

各地区からの要望を検討し、緊急度などを考慮して計画的に維持管理工事等を実施します。町道に陥没箇所や危険箇所があるときは、施設整備課又は最寄りの各総合支所へご連絡ください。

2 普通河川の改修及び維持管理

各地区からの要望を検討し、緊急度などを考慮して計画的に維持管理工事等を実施します。

3 交通安全施設の維持管理

町道のガードレールや道路反射板等の交通安全施設の維持管理をしています。交通安全施設に破損等があるときは、施設整備課又は最寄りの各総合支所へご連絡ください。

4 町道、普通河川、法定外公共物(赤線、青線)の占用等

町道・普通河川及び法定外公共物の上空や敷地内に工作物を設置・埋設するときや、工事をするときには許可が必要です。申請書は施設整備課又は各総合支所に準備しておりますので、ご相談ください。

また、国道や県道沿いに屋外広告物を設置する際には、許可が必要な場合がありますので、施設整備課へご相談ください。

5 境界確認

土地の登記や売買する場合などで所有地と町道及び法定外公共物(赤線、青線)との境界を確認する場合には、境界確認申請手続きをしてください。境界確認に要する費用は申請者の負担となります。

6 建築確認

建築確認申請の受付業務を行っています。

7 農業用施設の維持管理について

農道・水路・ため池・堰などの農業用施設は、これを利用する方々のための施設です。受益者が中心となり、定期的な点検や清掃活動等の維持管理をお願いします。

なお、農道や水路の異常を発見された場合にはご連絡ください。

また、赤線や青線の補修については、支援や補助が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

8 農地・農業用施設災害復旧事業について

災害復旧事業を申請する場合は、日頃から適正に維持管理されていることが前提となります。

管理不足に起因する場合は、災害復旧事業として採択されませんので、受益者による除草や補修、施設点検等の日常の管理をお願いします。

9 漁港施設の維持・管理

水産物の生産基地としての機能性と安全性の維持及び向上のため、漁港施設の補修改善を実施しています。また、陸閘等防災施設の整備改修を実施しています。

《主な施策》

(1) 漁港施設管理

- 漁港用地内の公衆便所・浄化槽等の管理
- 漁港照明灯等維持管理
- 樋門・陸閘管理

(2) 漁港施設補修・改善

- 長寿命化計画に基づく、防波堤・護岸・船揚場・浮棧橋等の修補・改修

10 海岸保全施設の整備・管理

高潮や侵食から沿岸域を防護するため、離岸堤や護岸等海岸保全施設の整備を推進しています。

《主な施策》

(1) 海岸保全施設整備事業

- 離岸堤・護岸等海岸保全施設の整備・改修・維持

(2) 海岸保全施設管理

- 長寿命化計画に基づく、離岸堤・護岸等の修補・改修

11 漁港への係船・荷揚げ等について

漁港施設の護岸や物揚場に係船する、或いは荷揚げ等を行う場合は利用の届け出が必要となる場合があります。希望される方は、ご相談ください。

12 漁港施設用地の利用

漁港施設用地の利用については、原則として漁業活動に伴う場合に限られますが、その他の目的で使用・利用する場合は許可が必要となりますのでご相談ください。

13 漁港・海岸保全区域内における物件等による占用

漁港区域内・海岸保全区域内において、工作物の設置や埋設・電線の布設等により、土地や上空において占用が発生する場合には許可が必要となりますのでご相談ください。

14 漁港区域内の境界確認

土地の売買や登記をする場合などで、当該地と漁港用地や漁港区域内の公共空地（赤線・青線）との境界確認が必要な場合は、境界確認申請の手続きをしてください。尚、境界確認に必要な費用は申請者の負担となります。

生活衛生課（久賀庁舎1階）

生活衛生班 79-1012

（廃棄物処理、犬の登録、共同墓地、斎場に関すること）

公営住宅班 79-1010

（公営住宅等に関すること）

1 廃棄物処理について

循環型社会の形成に向け、ごみの分別収集を徹底し、3R（リデュース：ごみの量を減らす、リユース：繰り返し使う、リサイクル：資源として活かす）の推進を図っています。「ごみ分別の手引き」の内容をよくご覧いただき、ごみ分別にご協力をお願いいたします。

(1) ごみ収集

① 粗大ごみ … ごみ分別の手引き P.16

〈品目〉

屋外湯沸し器（ボイラー）、オルガン（エレクトーン）、ミシン（台付）、マッサージ器（大型）、デスクトップ型ワープロ、太陽熱温水器、電気温水器、スプリング入りマットレス

〈処理手数料〉

有料ステッカー（2,200円）を各総合支所または出張所で購入し、現品に貼付のうえ、指定の収集日にごみ収集ステーションへ出してください。

② 特定家庭用機器 … ごみ分別の手引き P.17～18

〈品目〉

エアコン（室外機含む）、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

〈収集手数料〉

郵便局で家電リサイクル券を購入後、各総合支所やまたは出張所窓口での手続きが必要です。1台につき3,130円

※処分手続きが容易で、収集運搬料金が安価の場合があるため、家電販売店への引き取り依頼をお勧めしております。

③ 家庭用パソコン … ごみ分別の手引き P.19～20

家庭用パソコンを無料回収いたします。

※ 回収窓口：生活衛生課（役場久賀庁舎）、各総合支所

〈種類〉

デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ブラウン管（CRT）ディスプレイ、液晶（LCD）ディスプレイ、ブラウン管（CRT）及び液晶（LCD）ディスプレイ一体型パソコン等

〈注意〉

- パソコンに保存してある個人情報などは全て消去すること。
- 付属品（例：ACアダプター、ケーブル、マウス）や周辺機器（例：スピーカー、プリンター、スキャナー）は「金属類」で廃棄してください。
- 事業所及び事業活動で使用したパソコンは回収しません。

(2) ごみ処理施設への直接搬入について

本町施設に直接搬入できるごみは、一般家庭から排出される一般廃棄物と、事業活動（農業・漁業を含む）に伴って生じた事業系一般廃棄物に該当するものだけです。

従って、事業活動に伴って生じた燃やせないごみは、産業廃棄物に該当しますので、搬入できません。

なお、工作物の新築、解体工事等に伴って発生した家財以外は産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物許可業者に処理を依頼してください。

※ 事業系一般廃棄物とは、事務所・商店・ホテル・飲食店等から出る紙くず・布きれ・ダンボール・残飯・厨芥類などの燃やせるごみをいいます。

〈搬入先〉

○ 燃やせるごみ：周防大島町清掃センター

[場所：棕野（長浦）] [電話：0820-72-0359]

※ 長さが50cmを超える大型ごみは破砕機を使用しなければならないため、午後に搬入してください。

○ 燃やせないごみ：周防大島町環境センター

[場所：西安下庄（大泊）] [電話：0820-77-0333]

※ 分別区分ごとにまとめて搬入してください。(例:「金属類」・「埋立ごみ」)

〈搬入時間〉

午前 9：30～11：30 午後 1：30～3：30

※ 搬入できる日は平日のみ(土・日・祝日等休日を除く)です。

※ 必ず搬入日の前日もしくは、搬入当日の午前中までに施設へ電話連絡し、搬入時間等の調整をしてください。

〈処理料金〉

処理料金がかかります。詳細は各施設へお問い合わせください。

支払は現金のみです。

2 犬の登録について

狂犬病予防法の定めにより、生後91日以上を飼っている方は、登録し、狂犬病予防注射を受けさせてください。なお、町では4月に集合注射を実施します。

- 登録料（生涯1回） 3,000円
- 注射料（集合注射時に獣医師会が徴収する料金） 2,500円
- 注射済票交付手数料 550円

3 共同墓地について

町共同墓地の使用を希望される場合は、次のとおりです。

名 称	所 在 地	永代使用料	永代管理 手 数 料
熊 本 墓 園	大字久賀5412番地	70,000円	5,000円
つつじ墓園	大字西三蒲1267番地1	180,000円	20,000円
越木田墓園	大字小松開作10357番地3	45,000円	5,000円

4 斎場について

大島斎場の火葬時間は次のとおりです。[通夜…1日1件まで] [葬儀：1日2件まで]

	I 炉 II 炉交互使用	備 考
A	午前8時30分～午前10時30分	午前10時の葬儀が入っていない場合は和室の使用可能
	火葬のみ限定（通夜→火葬を含む）	
B	午前11時00分～午後1時00分	火葬のみ、葬儀後火葬どちらも可 ※葬儀時間 午前10時～午前11時 ※葬儀利用の場合、霊安室の利用・通夜が可能
	午前10時葬儀後火葬、又は火葬のみ	
C	午後1時30分～午後3時30分	午後2時の葬儀が入っていない場合は和室の使用可能
	火葬のみ限定	
D	午後3時00分～午後5時00分	事前に予約が入っていない場合は、火葬のみの使用も可能
	午後2時葬儀後火葬、又は火葬のみ	

橘斎場の火葬時間は次のとおりです。

[通夜…1日2件まで ※火葬棟1件／葬儀棟1件] [葬儀：1日2件まで]

	I 炉 II 炉交互使用	備 考
A	午前8時30分～午前10時30分	火葬棟のみ利用可能 (火葬棟での通夜が可能)
	火葬のみ限定（通夜→火葬を含む）	
B	午前11時00分～午後1時00分	火葬のみ、葬儀後火葬どちらも可 ※葬儀時間 午前10時～午前11時 ※葬儀利用の場合、霊安室の利用・通夜が可能
	午前10時葬儀後火葬、又は火葬のみ	
C	午後1時30分～午後3時30分	火葬棟のみ利用可能
	火葬のみ限定	
D	午後3時00分～午後5時00分	火葬のみ、葬儀後火葬どちらも可 ※葬儀時間 午後2時～午後3時
	午後2時葬儀後火葬、又は火葬のみ	

※ 両斎場ともに火葬時間が限定されています。ご注意ください。

※ 他の葬儀等と重なり混乱を招く恐れがありますので、斎場を利用される方は、受付予約時間を厳守されますようお願いいたします。

5 公営住宅等について

公営住宅等の維持管理

住宅を必要としている方に、低廉な家賃で生活の安定を図るため、公営住宅468戸、一般住宅69戸、改良住宅89戸の626戸を管理しています。

また、公営住宅及び一般住宅については、入居収入基準以上の収入がある場合は入居できないため、中堅所得階層の方のための優良な特定公共賃貸住宅を62戸管理しています。

○ 公営住宅等の入居者募集

空き住宅については、年4回（2月、5月、8月、11月）の募集を行っています。なお、応募者が複数人となった空き住宅については、公開抽選により入居者を決定しています。

※ 若者定住促進住宅（明新住宅）については、第3期まで建築が完了し、合計12棟の管理をしています。令和7年度に第4期（4棟）の建築を終え、今後募集を開始する予定です。

※ 定住促進住宅（浮島住宅）については、江ノ浦地区に家族向け（2棟）、単身用（2棟）、合計4棟の管理をしています。

1 バス交通について

周防大島町では、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、地域の移動手段を確保するために、町民の移動ニーズや今後の町が目指す方向性なども踏まえた「周防大島町地域公共交通計画」を策定しています。

この計画に示された基本的な方針に基づいて、地域における公共交通ネットワークの再編を行う取り組みに加え、運賃・ダイヤ等の見直しも含め、利用者の利便性が高まるような取り組みを実施していきます。

2 離島航路について

離島地域の振興と住民の生活の足を確保するため、4つの離島航路を運航しています。

- 前島航路 [久賀～前島（1日3便）]
- 情島航路 [伊保田～情島（1日4便）]
- 浮島航路 [樽見～日前（1日4便）]
- 笠佐島航路 [小松～笠佐（1日3便（水曜日は4便））]

下水道課 (久賀東庁舎 1・2階) 電話番号 79-1014

1 主要業務について

○下水道班

- ・下水道等の普及、啓発に関すること
- ・下水道(農業・漁業集落排水を含む)の維持管理に関すること
- ・合併処理浄化槽の設置補助及び普及、啓発に関すること
- ・排水設備の計画承認及び完了検査に関すること
- ・下水道の新設、改良に関すること
- ・下水道の加入に関すること
- ・下水道受益者分担金等の徴収等に関すること

○管理班

- ・下水道事業会計の経理に関すること

※下水道の使用料は水道料金と一括請求をしています。請求、収納、開始及び休止のお問合せは、お客様センター(0820-25-1600)へお願いします。

2 合併浄化槽に係る補助金について

○合併浄化槽設置事業補助金

町では、家庭からの生活排水による公共用水域(水路や河川など)の水質汚濁防止等を目的として、合併浄化槽を設置される方(下水道等処理区域を除く)に、その費用の一部を補助しています。

下水道処理区域とそれ以外の区域との格差是正及び汚水処理人口普及率の増大のため、町費による補助金額の嵩上げを行っています。

区分	補助金限度額	下水道等処理区域(下水道等計画区域を含む)は、補助の対象区域になりません。※詳細については、下水道課までお問い合わせ下さい。
5人槽	599,000円	
7人槽	765,000円	
10人槽	1,096,000円	

○合併浄化槽適正管理推進事業補助金

町では、合併浄化槽の適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全を図ることを目的として、合併浄化槽の修繕に係る費用の1/2(上限5万円)の補助と、通常の維持管理にかかる部分に定額6,000円の補助をしています。

区分	補助金額	個人住宅(10人槽以下)及び自治会所有の会館等を対象とします。 下水道等処理区域(下水道等計画区域を含む)は、補助の対象区域になりません。 ※詳細については、下水道課までお問い合わせ下さい。
通常の維持管理に係る補助	6,000円	
合併浄化槽の修繕に係る補助	修繕費の1/2 (上限 50,000円)	

3 令和8年度の主要施策(事業)について

- 合併浄化槽設置事業及び合併浄化槽適正管理推進事業
- 久賀・大島地区公共下水道事業(H26~R17)
- 三ヶ浦地区公共下水道事業(H29~R10)
- 公共下水道施設機能保全事業
- 集落排水処理施設機能保全事業

4 下水道使用料及び水道料金について

下水道使用料は、水道料金と一括して上下水道料金お客様センター（電話番号 0820-25-1600）が請求します。お客様センターでは、下水道使用料徴収の他、漏水減免、メーターの検針、開始・休止、名義変更等の各種手続きを担っています。

久賀・大島地区は偶数月、東和・橘地区は奇数月の1日から10日の間に検針し、これに基づき算出された使用水量により料金等を算定します。

下水道使用料（1箇月）

用途区分	料金区分		料金(消費税込)
一般汚水	基本料金（排水汚水量 6 m ³ ）		1,210円
	超過料金 （1 m ³ につき）	6 m ³ ～20 m ³	231円
		21 m ³ ～30 m ³	176円
		31 m ³ ～	154円

水道料金（1箇月）

用途区分	料金区分		料金(消費税込)
一般用	基本料金（基本水量 6 m ³ ）		1,152円
	超過料金（1 m ³ につき）		262円
臨時・船舶用	1 m ³ につき		495円

納期限・口座振替日

（大島・久賀地区）

	検針期間	納期限
4月	3・4月分検針 (4/1～4/10)	
5月		3・4月分上下水道料金 5/20納期限
6月	5・6月分検針 (6/1～6/10)	
7月		5・6月分上下水道料金 7/21納期限※
8月	7・8月分検針 (8/1～8/10)	
9月		7・8月分上下水道料金 9/24納期限※
10月	9・10月分検針 (10/1～10/10)	
11月		9・10月分上下水道料金 11/20納期限
12月	11・12月分検針 (12/1～12/10)	
1月		11・12月分上下水道料金 1/20納期限
2月	1・2月分検針 (2/1～2/10)	
3月		1・2月分上下水道料金 3/23納期限※

（東和・橘地区）

	検針期間	納期限
4月		2・3月分上下水道料金 4/20納期限※
5月	4・5月分検針 (5/1～5/10)	
6月		4・5月分上下水道料金 6/22納期限
7月	6・7月分検針 (7/1～7/10)	
8月		6・7月分上下水道料金 8/20納期限
9月	8・9月分検針 (9/1～9/10)	
10月		8・9月分上下水道料金 10/20納期限
11月	10・11月分検針 (11/1～11/10)	
12月		10・11月分上下水道料金 12/21納期限※
1月	12・1月分検針 (1/4～1/10)	
2月		12・1月分上下水道料金 2/22納期限※
3月	2・3月分検針 (3/1～3/10)	

※20日が土・日曜日、祝日の場合は、その翌営業日が納期限・口座振替日になります。

5 下水道使用料・水道料金の減免について

下水道・水道が漏水した場合等に、下水道使用料・水道料金の減免制度があります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

下水道使用料の減免：下水道課（0820-79-1014）

水道料金の減免：柳井地域広域水道企業団（0820-25-0255）

1 学校給食費無償化事業

保護者の経済的負担を軽減し子育てしやすい環境づくりの推進を図るため、令和5年4月から開始した周防大島町立小・中学校の学校給食費無償化事業を引き続き実施します。(防衛省米空母艦載機部隊配備特別交付金事業、文科省給食費負担軽減交付金)

2 周防大島高等学校通学支援費給付金事業

平成28年度から周防大島高等学校へ通学する生徒の通学費の一部を生徒の保護者へ給付していますが、令和8年度においても引き続き給付金事業を行います。

3 周防大島町高等学校等通学支援費給付金事業

町内に居住し、町外を含む高等学校等に通学する生徒の保護者に対して、通学費の一部を給付します。(防衛省米空母艦載機部隊配備特別交付金事業)

4 語学留学生派遣事業

次世代の人材育成を図ることを目的に、引き続き語学留学生の派遣事業を行います。

研修場所のハワイ州カウアイ島では、座学による英語講座のみならず、異文化学習や体験交流学习などのメニューを計画しています。

- ・実施期間 8月上旬から中旬の予定(2週間)
- ・募集対象 町内に住所を有し高校又は高等専門学校(第3学年まで)に在学する生徒

5 小学校特別教室空調設備設置工事

児童・生徒及び教職員の学校生活における条件整備のため、島中小学校及び安下庄小学校の未整備の特別教室へ空調設備設置工事を行います。

6 小中学校体育館照明LED化改修工事

町内8校の体育館照明のLED化改修工事を行います。

7 小中学校防犯カメラ設備設置工事

全小中学校に防犯カメラ設備を設置するため、令和8年度は実施設計業務を行い、学校の安心・安全の向上を図ります。

1 コミュニティ・スクールについて

学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と言い、町内全ての学校に学校運営協議会を設置しています。学校運営協議会委員となる小・中学校の教職員や保護者、地域の方がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていくものです。本町では、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、小中9年間の子どもの学びや育ちを見守っていく取組を行っています。

2 ICT教育支援事業について

小・中学校の児童生徒一人ひとりにタブレット端末を整備し、個別最適な学びと協同的な学びの一体的な充実を目指し、教育の質の向上を図っています。また、ICT支援員の配置、学習支援ソフトや協働学習アプリの導入など、新しい学びを実現しています。さらに、管理・監視システムを整備し、セキュリティ対策を行うなど、学校ICT環境の整備を継続していきます。

3 検定補助事業について

小・中学校の児童生徒に基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、学ぶ意欲や向上心を育てるため、小学校5年生から中学校3年生までの児童・生徒に「日本漢字能力検定」と「実用数学技能検定」「実用英語技能検定」の検定料をそれぞれ1年間に1回分、全額助成します。

4 就学援助費交付申請について

小・中学校に就学する児童・生徒のいる家庭で、経済的な理由により就学が困難な保護者に学用品費などを援助する制度があります。この制度の利用を希望される方は、4月中旬までに教育委員会学校教育課または各公民館で手続きができます。また、年度途中の手続きも可能です。

就学援助費のうち、新入学学用品費については、入学前に学用品の購入が必要となるため、入学準備金として入学前の3月に支給します。

5 小学校・中学校

学校名	電話番号	所在地
久賀小学校	TEL 72-0031	大字久賀4807番地1
三蒲小学校	TEL 74-2319	大字東三蒲1106番地1
明新小学校	TEL 74-2021	大字小松開作121番地1
沖浦小学校	TEL 76-0007	大字横見346番地1
東和小学校	TEL 78-0020	大字西方2048番地1
島中小学校	TEL 73-0508	大字土居1300番地4
浮島小学校	TEL 73-0321	大字浮島205番地1
安下庄小学校	TEL 77-0061	大字西安下庄418番地
周防大島中学校	TEL 72-0089	大字久賀4823番地
大島中学校	TEL 74-2074	大字西屋代2598番地

社会教育課（東和総合センター内） 電話番号 78-2205

社会教育班：Tel 78-2205(生涯学習・社会教育施設等に関すること)
：Tel 78-5048(スポーツ・スポーツ施設等に関すること)

1 学習講座

次代を担う人材育成と、高齢化社会における健康と生きがいづくりを支える環境の形成に向けて、「だれでも、いつでも、どこでも」学び、ふれあい、楽しめる社会教育の推進に努めています。

広報3月号の配布に併せ、「生涯学習講座・自主学习グループ等のご案内」を各戸にお届けしております。お気軽にご参加ください。町主催講座については、広報4月号にも掲載します。

2 周防大島町二十歳の集い

【令和8年度二十歳の集い】

*対象者 平成18年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた方

*日時等 令和9年1月4日（月）午前11時～ 大島文化センター

3 ふるさとの文化振興

*周防大島町文化振興会

各種文化事業を推進することにより、町民の文化に対する意識を高め、心豊かな地域づくりに寄与することを目的に、町の芸術と文化の振興を図っています。

*周防大島町文化振興事業

文化振興を目的とした事業を行う団体に対して、活動を支援するための周防大島町文化振興事業補助金を交付する事業を実施します。

4 図書館

*久賀図書館 Tel 72-2520(休館日:日曜日(祝日にあたる場合はその翌日)・祝日)

*橘図書館 Tel 77-0100(休館日:日曜日(祝日にあたる場合はその翌日)・祝日)

*大島図書館 Tel 74-3800(休館日:月曜日(祝日にあたる場合はその翌日)・祝日)

*東和図書館 Tel 78-0629(休館日:水曜日、祝日の場合は翌日)

開館時間は各館とも午前9時30分から午後6時です。

年末年始、月末図書整理日、蔵書点検期間中（期間は各館によって異なります。）は休館です。

おはなし会を開催し読書推進活動を行っていますので、お気軽にご来館ください。

インターネットによる、家庭からの図書貸出し予約や図書館情報を検索できるシステムを整備しています。予約には、パスワードの登録が必要ですが、各図書館で登録できますので、ぜひご利用くださいますようご案内いたします。

5 社会教育施設

*主な施設の連絡先等は次のとおりです。

大島文化センター TEL 74-3800 (大島公民館)

久賀総合センター TEL 72-2271 (久賀公民館)

東和総合センター TEL 78-2205 (社会教育課)

橘総合センター TEL 77-0100 (橘公民館)

日良居公民館 TEL 73-0011 (日良居公民館)

日本ハワイ移民資料館 TEL 74-4082 休館日 月曜日 (祝日の場合は翌日)
ハワイ移民の歴史を後世に伝える貴重な資料を展示しています。

八幡生涯学習のむら TEL 72-2601 休館日 月曜日 (祝日の場合は翌日)
生涯学習活動の拠点施設の町衆文化伝承の館、歴史民俗資料館や国の重要有形民俗文化財『久賀の諸職用具』を収蔵している諸職用具収蔵庫、陶芸体験のできる陶芸の館等の施設があります。

宮本常一記念館 TEL 78-2514 休館日 水曜日 (祝日の場合は翌日)
農林漁業の民具資料の展示や民俗学者宮本常一氏関連の蔵書、写真等を保存展示しています。

歴史民俗資料館

橘民俗資料館 TEL 77-0100 (橘公民館) 休館中

久賀歴史民俗資料館 TEL 72-2601 (八幡生涯学習のむら)

※ 大島歴史民俗資料館の民具等の一部は、旧田布施農業高校大島分校屋内運動場へ移転し、収蔵しています。

6 体育施設

*主な施設の連絡先は次のとおりです。

周防大島町B&G海洋センター

- TEL 78-5048 (社会教育班) 又はTEL 74-5300 (B&G海洋センター体育館)
休館日：日曜日
- 体育館、温水プール、艇庫、屋内ゲートボール場「すぱーく大島」を管理しています。

周防大島町農業者健康管理センター

- TEL 78-5048 (社会教育班) 又はTEL 72-2271 (久賀公民館)
- バレーボールコート2面分が利用できます。

周防大島町総合体育館・陸上競技場

- ・TEL 78-2512（周防大島町総合体育館）
- ・総合体育館 バレーボールコート3面分が取れるアリーナ、482席の観覧席を備え多用途に利用できる体育館です。トレーニングルーム（ご利用は会員登録・講習会受講が必要）やミーティングルーム、シャワー室も完備しています。
- ・陸上競技場 特徴的なブルートラックは400メートル6レーン、直走路115メートル8レーンが利用できます。フィールド内は人工芝となっており、サッカー等の球技で使用できます。

周防大島町日良居体育館・日良居グラウンド

- ・TEL 78-5048（社会教育班）又はTEL 77-0100（橘公民館）
- ・旧日良居中学校の施設を開放します。

周防大島町棕野体育館

- ・TEL 78-5048（社会教育班）又はTEL 72-2271（久賀公民館）
- ・旧棕野小学校の体育館を開放します。

東和グラウンド

- ・TEL 78-5048（社会教育班）

大島グラウンド

- ・TEL 78-5048（社会教育班）又はTEL 74-3800（大島公民館）

総合支所

久賀総合支所(久賀庁舎1階) 椋野出張所(原則：水曜日開所)	電話番号 79-1000 電話番号 72-2272
大島総合支所(大島庁舎1階) 沖浦出張所 蒲野出張所	電話番号 74-1001 電話番号 76-0004 電話番号 74-2324
東和総合支所(東和庁舎1階) 白木出張所 油田出張所	電話番号 78-1110 電話番号 78-0035 電話番号 75-0001
橘 総合支所(橘庁舎) 日良居出張所	電話番号 77-5500 電話番号 73-0011

1 出張所から郵便局への窓口業務委託について

地域における出張所機能の確保と郵便局の存続を目的として、郵便局へ窓口業務を委託し、段階的に出張所を廃止する取り組みを進めています。

令和6年度の和田郵便局に続き、沖浦出張所を令和8年10月1日から沖浦郵便局に、また、白木出張所を令和9年4月1日から白木郵便局に窓口業務の委託を開始します。

なお、他の出張所についても、段階的に郵便局への委託等を検討していきます。

2 各種申請及び相談の受付について

戸籍証明書・住民票・マイナンバーカードの申請及び交付、印鑑登録証明書・町税証明書等の発行、福祉関係・合併浄化槽・農地法関係の申請受付、パスポートの申請及び交付(大島総合支所のみ)、水道・ごみ処理・危険な空家・道路維持関係の受付など、各種の相談・申請・届出の受付業務を行っています。担当課への連絡窓口又は日常用務に関する相談窓口として、各総合支所・出張所をご利用ください。

また、各種証明手数料のみキャッシュレス決済が可能となりました。ただし出張所は除きます。

(※マイナンバーカードなど業務の内容によっては、出張所でお取り扱いできないものもあります。)

3 道路補修等の原材料支給について

道路、河川及び水路等公共施設の補修計画がある場合は、区長や自治会長又は代表者名で事前に申請し、支給通知を受けた後、工事に着手してください。原材料費を町が負担し、労力、その他機材等については申請者負担となります。

4 小規模施設整備事業補助金について

道路・用排水路・ため池や共同利用施設等（集会所、自主消防施設、防犯灯、ごみステーション施設など）を地域で整備・改修等する場合には、代表者名で事前に補助金交付の申請をしてください。事業の内容により、原材料費及び重機借上料等、又は事業費の30%以内の補助を行います。

また、防犯灯の新設または老朽化した器具一式の取替えをする場合、LED化も対象となります。

5 道路等維持管理(20万円以下の小規模工事)について

町道・農道・町管理河川等の維持管理に係る補修などの小規模工事については、総合支所で実施します。

6 イノシシ等侵入防止柵設置原材料支給について

集落内へのイノシシ等の直接侵入を防止し集落内の環境保全を図るための侵入防止柵の設置を行う場合は、自治会長名で事前に申請し、町が承認した場合、柵及び支柱に係る原材料費（200万円を上限に）を町が負担します。この場合についても、労力、その他機材等については申請者負担となります。

※上記3～6の各事業の実施につきましては、現場の状況や様々な制約もありますので、事前に必ず各総合支所にご相談ください。

1 病院事業について

(1) 診療体制について

①周防大島町立東和病院

内科については、県から派遣の中谷義弘医師が3月末で退任となり、新たに4月より県から派遣の若狭康平医師が着任し、週3回の外来診療を行います。

また、4月より内科の河野正樹医師が常勤として着任するほか、武藤正彦医師による月2回（第1・第3水曜日）の皮膚科外来を開始します。

②周防大島町立大島病院

4月より内科の三井法真医師が常勤として着任します。

また、東和病院の若狭康平医師の外来診療は週1回（月曜日）、皮膚科は月3回（第1・第3・第4月曜日）へ変更となります。

整形外科については、住浦誠治医師が退任となり、橘医院の田中攸一良院長による毎週木曜日の診療を開始し、脳神経外科については、4月より第2金曜日に診療を行い、5月より水曜日の診療が月2回（第2・第4水曜日）に変更となります。

産婦人科については、引き続き周東総合病院から医師を派遣していただき、毎週火曜日の外来診療を行います。

③周防大島町立橘医院

内科は、週4日（火・水・木・金曜日）、整形外科は週3日（月・火・水曜日）の診療を行います。

(2) 専門外来について

専門外来につきましては、引き続き発達小児科を町立東和病院にて毎月1回（第2木曜日の午後）、町立大島病院にて毎月3回（第1・3・4水曜日の午後）、予約制で実施します。

診療科につきましては次ページ以降に掲載しています。

また、5月には「診療科のご案内」（令和8年度版）を町内各戸へ配布し各病院・医院の診療日、患者輸送バスの時刻表をご案内する予定です。詳しいことは各医療機関へお尋ねいただきますようお願いいたします。

2 介護サービス事業について

(1) 介護医療院やすらぎ苑（定員50人）

大島庁舎隣に定員50人の介護医療院やすらぎ苑を運営しています。

医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設であり、在宅や他の介護保険施設では対応が難しい方が利用できます。通所リハビリテーション、短期入所（療養介護）も行っています。

(2) 居宅サービス等

訪問看護ステーションによる訪問看護、居宅介護支援事業所による居宅介護支援を行っています。

3 看護学校について

平成10年に3年課程として開校した大島看護専門学校は、これまで多くの卒業生を輩出しており、現在、病院事業局における若手看護師の8割を占めています。

令和6年10月より、学生支援を拡充させる一環として、寮費・食費の見直しを実施しました。

また、例年、ハワイ研修旅行を実施しており、魅力ある特色づくりに取り組んでいます。

4 病院事業局の運営について

医療・介護需要が減少する中、民間事業者との役割分担を踏まえ、公立でなければ担えない分野への重点化が急務となっております。

また、病院事業局全体として効率的な運営ができておらず、大きな赤字を計上していることから、今後も医療・介護を提供し続けるためには、施設の統廃合、効率化が必要で、令和7年3月『周防大島町病院事業第2期再編計画』を策定しました。

しかしながら、想定を上回る医療・介護需要の減少や、「橘医院・さざなみ苑」の建物の一部を県へ無償貸付することとしたことにより、第2期再編計画の改訂を行いました。

当計画の着実な実行により経営健全化を推し進め、持続的な地域医療を提供していきます。

◆周防大島町立東和病院◆

【令和8年4月】

周防大島町大字西方571-1 TEL 78-0310 FAX 78-1885

診療科			受付時間	月	火	水	木	金
1内	総合内科	小橋 亘	8:30~11:30	●	-	●	●	●
2内	循環器内科	澤近 節		-	●	●	●	-
3内	消化器内科	水永 裕子		-	-	-	予約診療	-
5内	総合内科	山本 卓生		●	●	●	-	●
6内	総合内科	若狭 康平		-	●	-	●	●
7内	総合内科	村本 剛三		-	-	-	●	-
9内	総合内科	河野 正樹		●	-	●	-	●
整形外科		村上 哲朗	8:30~11:30	●	●	手術	●	予約診療
外科	足立 淳		8:30~11:30	●	-	●	-	隔週交替
	内迫 博幸			-	●	-	●	
泌尿器科		山口大学医学部	11:00~15:00	-	-	●	-	-
眼科 (完全予約制)	山口大学医学部		9:30~11:00	第1・3・5	-	-	-	-
			8:30~11:00	-	-	-	-	第2・4
			13:00~16:00	-	-	-	第2・4	-
皮膚科	武藤 正彦		9:15~11:30	-	-	第1・3	-	-
	川上 かおり			-	-	-	-	第2・4
耳鼻咽喉科	広島大学医学部		8:30~11:00	-	●	-	-	-
			12:00~14:00	-	●	-	第1・3・5	-
呼吸器内科		平野 綱彦	8:30~10:00	-	-	-	-	第1
発達小児科		鼓ヶ浦こども医療福祉センター	要予約	診療時間 14:00~16:00			第2	-

◆周防大島町立橋医院◆

【令和8年4月】

周防大島町大字西安下庄3920-17 TEL 77-1000 FAX 77-1524

診療科			受付時間	月	火	水	木	金
内科	第1内科	水永 裕子	8:30~11:30	-	-	●	-	-
	第2内科	村本 剛三		-	-	-	-	●
	第3内科	河野 正樹		-	●	-	-	-
	第6内科	河村 裕子		-	-	-	●	-
皮膚科		金子 信幸	8:30~11:30	-	-	-	●	-
整形外科		田中 攸一良	8:30~11:30	●	●	●	-	-
耳鼻咽喉科		広島大学医学部 診療開始 12時40分頃	12:00~14:00	-	-	-	第2・4	-
歯科	右田 泰之 (予約診療)		8:30~11:30	●	●	●	●	●
			13:00~16:00	●	●	●	●	●

◆周防大島町立大島病院◆

【令和8年4月】

周防大島町大字小松1415-1 TEL 74-2580 FAX 74-4842

診療科			受付時間	月	火	水	木	金
外科	総合診療科	松本 直晃	8:30~11:30	—	●	—	●	—
	2診	西田 真彦		●	—	●	—	●
内科	1診	総合診療科 若狭 康平	8:30~11:30	●	—	—	—	—
	2診	循環器内科 佐伯 泰彦		●	●	検査(要予約)	●	—
	3診	糖尿病・内分泌・血液内 科 豊重 充広		●	—	—	●	●
	4診	総合診療科 三井 法真		—	●	●	●	—
	6診	消化器内科 山大第一内科		—	—	—	—	内視鏡検査
	8診	総合診療科 湯上 春樹		●	—	●	—	●
眼科	大西 香 (完全予約制)	8:30~11:30	●	手術 第2・4	●	手術	●	
	山口大学医学部	8:30~11:00	—	—	—	(完全予約制)	—	
皮膚科	山口大学医学部 診療開始 9時半頃	8:30~11:30	第1・3・4	—	—	—	—	
泌尿器科	奥谷 卓也	8:30~11:30	第2・4	—	—	—	—	
	山口大学医学部 診療開始 9時半頃	8:30~11:30	—	—	—	—	●	
	山口大学医学部 診療開始 9時半頃	8:30~11:00	—	—	●	—	—	
	山口大学医学部	13:00~15:30	透析診療	—	●	—	—	
整形外科	田中 攸一良	8:30~11:30	—	—	—	●	—	
	小川 浩司		—	●	—	—	—	
脳神経外科	上田 祐司 診療開始 10時頃	8:30~11:30	—	—	● 5月より第2・第4	—	—	
	原田 有彦 診療開始 10時頃	8:30~11:30	—	—	—	—	第2	
耳鼻咽喉科	広島大学医学部	8:30~11:00	—	—	—	●	—	
産婦人科	讃井 裕美	8:30~11:00	—	●	—	—	—	
呼吸器内科	松永 和人	完全予約制	第4(水) 診療開始 10時頃					
	平野 綱彦		第3・5(金)					
発達小児科	石川 尚子	完全予約制	第1・3・4(水)					